

第1部

林業種苗に関する法令

1	林業種苗法	2
2	法の定める用語の定義	6
3	指定採取源制度	6
4	生産事業者の登録制度	10
5	配布用種苗の表示制度	14
6	種苗の配布区域の制限	18
7	その他条項	24
8	林業種苗法に関連する法律等	26
9	優良種苗の生産と適正な流通	28

1. 経緯

(1) 林業種苗法制定まで

(旧法(昭和14年法律第16号。(以下「旧法」という。)))

林業種苗生産のため政府が最初にとった措置は、大正3(1914)年3月の「林業試験場種子鑑定規則」で、これは、一定の手数料を納めて国立の林業試験場に林業用種子の純量率及び発芽率の鑑定を依頼することができることを規定したものである。

その後、第一次世界大戦の影響によって諸物価、労賃が高騰し、苗畑経営の維持に困難を来し、不良品種やスギ赤枯病などの罹病苗等の不良苗が多く出回り、造林事業に大きな支障を来した。このような事態に対処するため、大正8(1919)年5月「樹苗養成奨励規則」を制定し、府県の実施する苗木生産に対する補助及び苗木生産に対する府県の補助金に対しての補助を行い、造林用苗木の生産奨励に乗り出した。

しかしながら造林量の増加に伴い、民有林の人工林には成績不良のものが見られるようになり、その大きな原因として不良種子から生産された苗木の使用があげられた。このため昭和9(1934)年7月国有林の優良な種子の払い下げを目的とした「造林用種子払下規則」が制定公布された。この制度には、母樹林の設定、種子配給区域の指定等が含まれている。

さらには、日華事変による木材需要量の増大から国内資源のより有効な活用が必要となり、民有林施業の合理化が検討された。

その結果、昭和14(1939)年「森林法」の一部改正とともに、「森林資源ヲ培養スル要益々緊切ナル現下ノ時局ニ於テ造林ノ成績ヲ確保シ林業経営ノ基礎ヲ安定セシムル基本方策トシテ優良種苗ノ供給ヲ確保スル為メ」旧法が制定された。

同法の目的は、造林の成績を確保し林業経営の基礎を安定させる基本方策として優良種苗の供給を確保しようとするもので、①母樹林の指定、②配布業者の届出、③配布用種苗保証票の必要に応じた添付等を骨子としている。

(2) 林業種苗法改正まで

(現行法(昭和45年法律第89号。(以下「法」という。)))

苗木の需給状況は、戦時中の乱伐と、復興に大量の木材を必要としたことから、供給がひっ迫していたが、全国的にみて昭和24(1949)、25(1950)年に至ってようやく均衡が保たれるようになったものの、樹種別、地域別にはまだ不均衡の面が多かったため、昭和26(1951)年3月の「種苗の需給について」(林野庁長官通達)により、樹種別に定められた需給区域内の計画的な生産、移出入により需給の調整を図り、造林計画の的確な遂行を期することとする一方、それまでの種子の配給区域の告示が、種子だけを対象としていたので、同年12月の「林業種苗配布区域」(農林省告示)によって、苗木にも適用するとともに、需給の円滑化を図るため従来の区域の一部を変更することとした。

さらには、種苗の生産計画の策定、移入県の他県への生産委託、苗木の団体間取引の推進等を充実するため、昭和36(1961)年9月「林業用優良種苗生産需給調整要綱」(林野庁長官通達)を定めた。これは、種苗の配布区域を考慮して全国を7地区に分け、各地区に地区協議会を設け、苗木需給の均衡を図ることを内容としている。

また、昭和31(1956)年に「林木育種事業指針」(林野庁長官通達)を定め、これにより林木育種事業を開始し、全国に5か所の国立林木育種場と4か所の支場を設置して、優良品種の育成創出に当たらせるとともに、営林局、都道府県の採種園、採穂園造成に必要な精英樹クローンの供給・調整、これら実

1
2
3
4
5
6
7
8
9

行機関の指導を行わせることとした。

一方、苗木の規格については、従来都道府県ごとにまちまちに設けられていたため、流通を阻害することが多く、また優良種苗養成の指導の面からも支障があった。そのため、昭和33（1958）年12月に「山林用主要苗木の標準規格設定について」(林野庁長官通達)によって、その整備を図ることとした。

重化学工業の発展を原動力とする我が国高度経済成長の中にあって、昭和39（1964）年林業についても産業としての自立、林業従事者の経済的地位向上を目指した「林業基本法」（昭和39年法律第161号）が成立した。種苗施策についてもその第11条に、国の優良種苗の確保の上で必要な措置を講ずべきことがうたわれ、林業種苗法の改正の直接の契機となった。

2. 林業種苗法の概要

(1) 林業種苗法の目的

優良な種苗を造林の用に供するためには、造林地と気候や立地環境が同一条件の中から最も望ましい親木を選定し採取することが必要である。しかし、これを個々の苗木生産業者が行うことは不可能である。そのため、これを行政庁が造林に必要な苗木需要量に見合った優良種子又は穂木を採取できる採取源をあらかじめ指定し、生産事業者や造林者が安心して利用できるような措置を講ずることが、この法律の趣旨である。

この法律は、種苗について優良な採取源の指定、生産の事業を行う者の登録、配布の際の表示の適正化等に関する措置を定めることにより、優良な種苗の供給を確保し、もって適正かつ円滑な造林を推進して林業総生産の増大及び林業の安定的発展に資することを目的とする(法第1条)。

(2) 法の仕組み

法の仕組みは図1-1のとおりである。図で明らかなとおり、法の三本柱ともいえるべきものとして、①指定採取源制度、②生産事業者の登録制度、③配布用種苗の表示制度があり、これを補強するものとして各種の規定が設けられている。

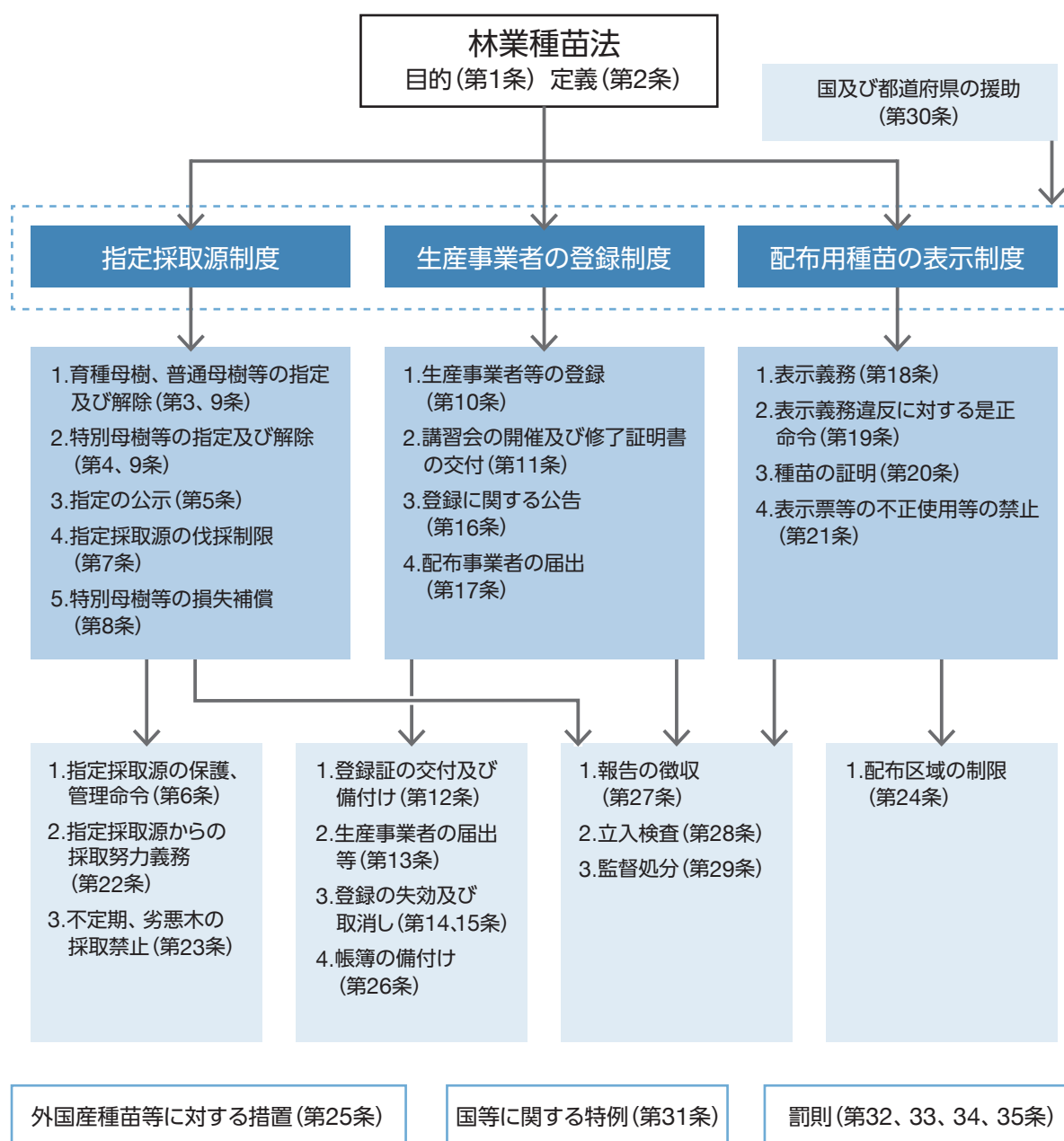


図1-1 | 林業種苗法の仕組み

(3) 各種制度等の趣旨

1 指定採取源制度

優良な種子及び苗木(以下「種苗」という。)を造林の用に供するためには、優良な形質をもった親木から採取した種子や穂木(以下「種穂」という。)を用いて苗木を育成する必要がある。また、この優良な親木を選定するためには、広く同一の環境条件の中から最も望ましいものを選定することが必要であるが、これを個々の生産事業者が行うことは不可能に近い。したがって、行政庁において造林量に見合った優良な種穂の採取源を指定公表し、生産事業者や造林者が安心して利用できるよう措置することとしたものである。

また、指定採取源の確保を図るため、実用種穂の供給を目的とする採取源と、これを確保改良するための種穂の供給を目的とする採取源の二態様を設け、前者は、育種母樹及び育種母樹林並びに普通母樹及び普通母樹林として伐採届出制とし、後者は、特別母樹及び特別母樹林として伐採禁止制としたもの

である。

2 生産事業者の登録制度

種苗の生産事業の適切な運営を確保し、指定採取源制度及び表示制度の実効を期するためには、これらの制度と併せて、生産事業者が優良な種苗の採取、生産活動及び適正な表示を確実に実行することを確保できるような制度的な措置が必要である。このため、次のような目的を同時的に達成する生産事業者の登録制度を設けることとしたものである。

- ① 種苗の生産流通の主な担い手である生産事業者に、林業種苗制度上の権利、義務をはじめ、種苗の産地及び系統並びに生産技術等に関し必要な知識を習得させること。
- ② 適正な生産配布活動を行っている生産事業者であることを都道府県知事が確認し、これを種苗の需要者等に周知させること。
- ③ 特に悪質な生産事業者については、登録を取消して営業活動を停止させることができること。
- ④ 行政の対象を明確にして、各種の指導援助などの措置の適正化を期すること。

登録の要件としては、この法に違反して罰金の刑に処せられた者及び登録の取消しを受けた者は2年間は登録できないこととしているほかは、都道府県知事が行う講習会の修了者(生産事業者の代表者ではなく従業者でもよいとされている)であることを唯一の要件としている。しかも一度登録を受ければ、生産事業者が廃業するか、登録の取消しを受けない限りは有効であるとしており、この種の制度としては比較的軽易なものである。したがって、登録の要件としては強い規制を設けないが、表示制度をはじめ各種措置が浸透することにより、造林者側からの選択によって悪質な生産事業者などを自然淘汰するとともに、特に悪質な生産事業者に対しては、登録の取消しを行うことによって、優良な生産事業者の保護、育成を図ろうとするものである。

3 配布用種苗の表示制度

林業用種苗は、種苗そのものの外見からは産地又は系統の判別が困難であり、また、造林地に植栽後も数年ないし数十年を経なければ植栽地への適応性等が明らかとならない場合が多い等の特性を有している。したがって、造林者が、自己の造林地の環境条件や経営目的に適合した種苗を用いるためには、産地その他種苗の素性を表示することによって明らかにすることが必要である。また、責任ある生産・配布活動を期待するためには、生産事業者等の氏名、住所等を表示することが必要であり、表示の義務付けは消費者保護の見地から一般的なものとなっている。

表示票の記載事項は、必ず記載しなければならない事項と記載してもよい事項とに区分されている(14ページ「5 配布用種苗の表示制度」「1. 配布用種苗の表示」を参照)が、これは必ず記載しなければならない事項を、本法の目的を達成するために必要な最小限のものとしたためである。

なお、表示票の添付に代えることができるものとして、本法では産地・系統等が混乱するおそれのない一定の場合には、表示票と同一の内容を記載した表示書の交付でもよいこととなっている。

この趣旨は、生産事業者が自己の苗畑で、造林者に直接種苗を配布する場合のように、表示票を種苗に添付しなくても、同様の内容の表示書を交付すれば十分本法の目的を達成できるため、種苗に表示票を添付することがあまりにも形式的すぎるとの見地から設けられたものである。

また、表示制度と関連して、指定採取源から採取、育成されたものであることについての証明制度が設けられている。証明制度を設けた趣旨は、種苗生産が種穂の採取から山行苗木に至るまでに数年間を要し、この間に種穂、幼苗、山行苗木と姿を変えるとともに何人かの手を経る場合が多いため、行政庁による公信力ある確認を希望する場合が予想されることによるものである。

2

法の定める用語の定義

1. 「種苗」とは

法にいう「種苗」とは、あらゆる樹木のあらゆる種子、穂木、苗木等を指すものではなく、林業生産のために利用される樹木の繁殖のために用いられる林業種苗法施行令(昭和45年政令第194号。以下「令」という。)第1条で定める樹種(すぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ、からまつ、えぞまつ、とどまつ及びりゅうきゅうまつ)の種子、穂木、茎、根及び苗木(幼苗を含む。)を指し、林業用以外の用途に供される樹木を作るために用いられる種苗、例えば庭園樹を作るために用いられる種子や苗木はこの法の適用を受けず、広葉樹や林業用のものであっても、前記の8樹種以外の樹木の種苗はこの法の適用外となる(法第2条)。

2. 「生産事業者」とは

法にいう「生産事業者」とは、他の者に配布する目的をもって、種子や穂木を採取し、又は苗木を育成する事業を営む者を指し、ただ、自分の造林に用いるためだけに種穂又は苗木を生産する者はこの法の適用を受けない(法第2条)。

3. 「配布事業者」とは

法にいう「配布事業者」とは、他の者が採取した種穂又は育成した苗木の配布を事業とする者を指す。生産事業者は自らが生産した種苗を配布する者であるが、配布事業者は生産された種苗を他の者から入手し、これを配布する者である(法第2条)。

(注釈) 生産事業者と配布事業者とは、以上のとおり区別されるが、現実には同一人が生産事業者であり、配布事業者でもある場合がある。すなわち、自らが生産した種苗と併せて他の者が生産した種苗を配布する者は、一面では生産事業者であるし、他面では配布事業者である。これらの者はこの法律の生産事業者に関する規定と併せて配布事業者に関する規定の適用を受けることになる。

3

指定採取源制度

1. 指定採取源制度のあらまし

法の第3条から第9条までは指定採取源に関する事項が規定されている。採取源という名称は、種子又は穂木を採取する“みなもと”ということを表したもので、全ての親木を総括して呼称する必要から名付けたものである。

また、これに関連する規定として、種穂の採取を指定採取源から行うことの努力義務、採取時期や採取禁止に関する事項がある。

指定採取源制度と規定条項

事 項	規 定 条 項
育種母樹、普通母樹等の指定	第3条
特別母樹等の指定	第4条
指定の公示等	第5条
指定採取源の保護又は管理のための命令等	第6条
指定採取源の伐採の制限	第7条
特別母樹等についての損失補償	第8条
指定の解除	第9条
種穂の採取についての努力義務	第22条
種穂の採取の禁止等	第23条

指定採取源の制度は、優れた採取源を行政庁が指定(法第3、第4条)、公表(法第5条)することに始まり、その採取源の維持、保全(法第6条)を行い、貴重な採取源はその保存(法第7条第1項)を図り、損失を補償(法第8条)する等を内容としている。

指定採取源制度は、表示証明の制度と不可分なもので、本法を構成する主要な柱である。指定された採取源の自然環境、生育状況は、別途採取源リストによって広く造林者等に配布され、造林の際に種苗の素質、産地を吟味することに役立てることとしている。

したがって、採取源の指定のための調査は、学識経験者の参加を得て慎重に行い、指定された採取源が積極的に活用されるよう各種の措置を設けている。

2. 指定採取源の種類

指定採取源の種類は、育種母樹及び育種母樹林(以下「育種母樹等」という。)、普通母樹及び普通母樹林(以下「普通母樹等」という。)、特別母樹及び特別母樹林(以下「特別母樹等」という。)の3種に区分している。

育種母樹等は、林木育種事業により造成された採種園、採穂園を主とし、特に優れた素質を有すると認められるものが指定され、普通母樹等は、一般林地で優れた生育を示すものを基準に照らし指定するもので、当面の種子、穂木の主要な供給源となるものである(林業種苗法施行規則(昭和45年農林省令第40号。以下「規則」という。)第1条)。

特別母樹等は、育種母樹等、普通母樹等の素材を供給するために指定するもので、原々種的な性格を持つものである。

この3種の採取源の性格上の相違は、利用目的から見れば、実用種子及び穂木の供給源としての育種母樹等及び普通母樹等と、これを確保改良するための特別母樹等に分けられ、さらに多少の例外を除けば、指定採取源の成立の経緯から、木材生産を目的として成林した普通母樹等、特別母樹等と種子・穂木を生産するために育成された育種母樹等に分類される。

3. 指定採取源の指定の方法

育種母樹等および普通母樹等の指定に当たっては、全国森林計画及び地域森林計画を参酌し、各都道府県における今後の造林の見通しに即応して指定することとし、その指定に当たっては、その所有者等の意見を聞くこととしている(法第3条)。

指定のための調査は、都道府県の区域において、自然環境の相違から林木の生育に大きな差異が認め

られる区域ごとに地帯区分を設け、その区分ごとに今後の造林の動向を勘案し、必要量について行うこととしている。その際種子及び穂木の採取の利便性及び造林者の種苗の産地・系統の選好性にも配慮する必要がある。

特別母樹等は、いわゆる原々種的な性格を有することから、その保存を図ることは公益的見地から極めて重要であるので、適切公正な指定を行うため、関係都道府県知事、学識経験者及び所有者等の意見を聞くこととしている(法第4条)。

指定採取源は、全国の民有林の造林量を勘案して、現在(令和5(2023)年3月31日現在)特別母樹等1,113ha、普通母樹等13,874ha、育種母樹等1,038haが指定されている。

指定採取源の指定状況(令和5(2023)年3月31日現在)

(単位: ha)

区 分		総 数	内 訳		
			国有林	公有林	民有林
採 取 源	特別母樹等	1,113	830	84	199
	普通母樹等	13,874	1,147	2,137	10,588
	育種母樹等	1,038	132	832	75

(注釈) 四捨五入により総数と内訳が一致しないものがある。

指定は公示によってその効力が発生する。農林水産大臣(特別母樹等)又は都道府県知事(育種母樹等、普通母樹等)は指定採取源を指定するときは、その旨を公示するとともに、その指定採取源の所有者等に通知しなければならない(法第5条)。さらにその公示の方法についても、農林水産大臣は官報登載(省令の公布と同一の方法)、都道府県知事は公報登載(条例の公布と同一の方法)によることと規定している(規則第2条)。

4. 指定採取源の保護管理

指定採取源の指定目的を達成するため、その生育を全うさせるための保護・管理の措置を規定している(法第6条)。指定者である農林水産大臣又は都道府県知事が、その所有者等に対し、その保護又は管理に関し、所要の指導をすることは、当然である。しかし、その指導が効を奏さないときのために、特別母樹等にあつては措置命令、育種母樹等又は普通母樹等にあつてはその措置を指示することとしている。しかしながら、指定採取源の所有者等に不当な義務を課すことのないよう、指示又は命令の範囲は、通常行われる森林施業の程度の枝打ち、つる切、下刈、除伐、病虫害の防除等としている(林業種苗法の施行について(昭和45年8月31日付け45林野造第887号農林事務次官依命通達。以下「次官通知」という。))。

また、農林水産大臣又は都道府県知事は、指定採取源の所有者に対し、その生育に関し有害な行為を行わないことを命じ又は指示することができることとされている。この場合の有害な行為とは、樹木を著しく損傷し又は樹勢を弱めるおそれのある行為で、指定目的の達成に支障を及ぼす土石の採取若しくは土地の掘削、樹脂若しくは樹根の採取等の行為を指すものである。

以上の命令に対し、違反した者は、罰則が適用されることになる(法第32条)。

5. 指定採取源の伐採の制限

指定採取源の指定は、優良種苗の確保という公共の目的ないし公益のために課せられた法律行為で、

当然、一種の公用制限を伴うことになる。また、その指定は樹木について行うものであり、それが生育している土地にまで及ぶものではない。したがって、伐採の制限が最も重要な事項である。

しかしながら、指定採取源は、その種類に応じて性格を異にしているため、伐採の制限の内容も違ったものとなっている。すなわち、特別母樹等は伐採を禁止し、その指定目的を阻害しない範囲で農林水産大臣の許可を受けた場合(法第7条第1項)、又は法令又はこれに基づく処分の履行として伐採する場合等(法第7条第2項)にはこれを例外として認めている。なお、後者の場合は農林水産大臣にその旨を届け出ることとなっている(法第7条第2項)。また、育種母樹等又は普通母樹等を伐採しようとするときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととしている(法第7条第3項)。

指定採取源の取扱い区分

区分 \ 事項	指定権者	伐採制限	損失補償
特別母樹等	農林水産大臣(法第4条)	許可を要す	損失を補償する
育種母樹等	都道府県知事(法第3条)	届出を要す	なし
普通母樹等	都道府県知事(法第3条)	届出を要す	なし

特別母樹等の伐採の許可を受けるには、伐採しようとする日の60日前までに農林水産省令で定められた様式の伐採許可申請書に伐採しようとする樹木の位置を明示した図面を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない(規則第4条)。

なお、伐採許可を受けないで特別母樹等を伐採した場合には罰則が適用される(法第32条)。

6. 種穂の採取についての努力義務

生産事業者に課せられた努力義務として、種子又は穂木の採取は指定採取源から採取するよう努めなければならない(法第22条)。

元来不良種苗の介入の余地をなくす趣旨からは、指定採取源以外からの種子又は穂木の採取を全面的に禁止するのが理想であるが、表示制度によって、表示内容として指定採取源のものであるか否かを記載することとしているので、このことによって造林者が選択でき、逐次指定採取源以外の種苗が排除されるものと考えられることから、努力義務を設けるに止められた。

7. 種穂の採取時期の指定

都道府県知事は、十分に成熟するに至っていない時期に活力の低い種子が採取されることにより、造林の適正かつ円滑な推進が阻害されるおそれがあると認めるときは、配布用種子の採取時期を制限することができる(法第23条)。

この採取時期の制限は、具体的には、すぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ及びりゅうきゅうまつについては9月20日以降、からまつ及びとどまつについては9月1日以降、えぞまつについては9月10日以降の特定の日を、種子を採取することができる最初の日として都道府県知事が指定し、県公報によって公告することにより行われるものであるが、**種穂の採取を行う生産事業者は、この採取時期の指定が行われているかどうかについて十分な注意を払う必要がある**(規則第27条)。

なお、この採取期日前に採取を行った違反者に対しては罰則の適用がある(法第32条)。

8. 種穂の採取の禁止

都道府県知事は、造林の適正かつ円滑な推進を図る上で特に必要があると認めるときは、劣悪な種穂

が採取されるおそれのある樹木(具体的には、材積成長量がきわめて小さく、幹が湾曲し、枝が太い等林業用樹木としてきわめて好ましくない特徴を備えている樹木がこれにあたる。)又はその集団を指定し、これからの種穂の採取を禁止することができる(法第23条)。この種穂の採取が禁止される樹木又はその集団の指定があったときは、都道府県公報により公告されるとともに、これらの樹木又はその集団の見やすい場所に、種穂の採取が禁止されたものである旨を表示した標識が設けられる。

これらの樹木から種穂を採取した違反者に対しては、罰則の適用がある(法第32条)。

4 生産事業者の登録制度

1. 生産事業者の登録

(1) 生産事業者の登録制度のあらまし

生産事業を行おうとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない(法第10条第1項)。

この登録には有効期間の制限がないため、一度登録を受けた者は永久に生産事業を営むことができる。ただし、特に悪質な生産事業者については、都道府県知事は登録の取消しの処分を行うことができることとなっており(法第15条)、登録を取消された生産事業者は以後一定の期間は生産事業を営むことができないことになる。この登録を受けずに生産事業を行っている違反者に対しては罰則の適用がある(法第32条)。

生産事業者の登録制度と規定条項

事 項	規定条項
生産事業者の登録	第10条
講習会の開催及び修了証明書の交付	第11条
登録証の交付及び備付け等	第12条
生産事業者の届出等	第13条
登録の失効	第14条
登録の取消し	第15条
登録に関する公告	第16条
帳簿の備付け	第26条
報告の徴収	第27条

(2) 登録を受けることができない者

次の者は登録を受けることができない(法第10条第3項)。

- ① この法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ② 登録の取消しを受けた日から2年を経過しない者
- ③ 次の者以外の者

ア 都道府県知事が行う講習会の課程を修了した者

イ ①の者以外の者であって、その生産事業に従事する使用人その他の従業者として都道府県知事

の行う講習会の課程を修了した者を置くもの
(その置かれる当該講習会の課程を修了した者の全てが、ア又はイに該当する者であるものを除く。)

(3) 講習会の開催

生産事業者の登録を受けるためには、前記(2)のように、生産事業者の代表者又はその生産事業に従事する従業者のうちの少なくとも一人は、都道府県知事が種苗の生産、流通等に関し、必要な知識を習得させることを目的として開催する講習会を受講しなければならないが、この講習会は、原則として年1回開催され(法第11条第1項)、開催予定日の20日前までに開催日時、場所等が公告されるので、県公報、市町村の掲示板等によって、開催日等を知ることができる(令第3条)。

1 講習会における講習事項及び講習時間(令第4条)

講習会における講習事項及び講習時間は下表のとおりである。

表4-1 | 講習会における講習事項及び講習時間

講 習 課 目	講習時間
種苗に関する法令	2時間以上
種苗の産地及び系統に関する事項	2時間以上
種苗の生産技術に関する事項	2時間以上

2 講習会修了証明書

講習会の課程を修了した者には、講習会修了証明書が交付される(法第11条第2項)。

(4) 登録の申請

生産事業者の登録を受けようとする者は、住所地を管轄する都道府県知事に登録申請書を提出しなければならない(法第10条第2項)。この場合、法人にあっては登録申請書に加え、定款、主たる事務所の所在地及び役員に関する登記事項証明書を添付しなければならない。

(5) 登録証の交付

都道府県知事は、登録申請者が、前記(2)の登録を受けることができない者でない場合には、生産事業者登録簿に、その申請者に関する所定の事項を登載することとなり、この登録簿への登載をもって、登録の効果が発生する。登録生産事業者は、都道府県公報によりその氏名、住所、事業内容等が公表されるとともに、登録証が交付される。生産事業者は、その住所の見やすい場所に登録証を備付け、住所以外の場所に事業所を設けている場合には登録証の写しをその事業所にも備え付けておかなければならない(法第12条)。

(6) 生産事業者の届出義務

生産事業者は、その住所地を管轄する都道府県知事に対して、次(表4-2)の届出又は申請を行わなければならない(法第13条)。これを怠る者には罰則の適用がある(法第33条)。

表4-2 | 生産事業者の届出義務

届出又は申請を行わなければならない場合	提出すべき届出書又は申請書	期 限
登録証の記載事項に変更を生じたとき (法第13条第1項)	書替交付申請書 (様式 第7号)	変更を生じた日から30日以内
登録証が滅失し、又は汚損したとき (法第13条第2項)	再交付申請書 (様式 第8号)	事実を確認後すみやかに
・講習会の課程を修了した者として登録申請書 に記載した者の氏名住所に変更があったとき ・法人である生産事業者について、代表者の氏 名に変更があったとき (法第13条第3項)	代表者等変更届出書 (様式 第9号Ⅰ)	変更を生じた日から 30日以内
生産事業を廃止したとき (法第13条第3項)	生産事業廃止届出書 (様式 第9号Ⅱ)	廃止した日から30日以内

(注釈) 登録証の汚損が軽微なものである場合、登録証の再交付の手続きが必要であるかどうかについては、当該生産事業者が常識的に判断して決めることにならざるを得ないが、少なくとも、登録証の全部又は一部が判読できない程度に汚損したときは必ずこの再交付申請の手続きを取らなければならない。

(7) 生産事業者の報告

生産事業者は、その業務に関し、必要な報告を求められることがある(法第27条)。この報告に当たっては、報告せず、又は虚偽の報告をした場合には、罰則の適用がある(法第33条)。

(8) 帳簿の備付け

生産事業者は、**その事業所ごとに帳簿を備え、種苗を採取し、他の者から配布を受け、又は配布したときは、その都度、帳簿に、その年月日、樹種、数量等を記載しなければならない**(法第26条)。**この帳簿は暦年ごとに区分して記載し、5年間保存しなければならない**(令第30条)。帳簿を備えていなかったり、記載を怠ったり、虚偽の記載をした者については罰則の適用がある(法第33条)。

(9) 登録の失効

生産事業者が前記(6)の生産事業廃止届を提出したとき、その生産事業者の登録は失効する(法第14条)。登録が失効した生産事業者の氏名、住所等は、登録が行われた場合と同様に都道府県の公報により公告され(法第16条)、その者は、登録証を都道府県知事に返納しなければならない。

(10) 登録の取消し

都道府県知事は、次のいずれかに該当することとなった生産事業者について登録を取消することができる(法第15条)。

- ① この法若しくはこの法に基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- ② 不正な手段によって登録を受けたとき。
- ③ 前記(2)の登録を受けることができない者になったとき。

(注釈) この登録の取消し処分は、上記の①、②又は③のいずれかに該当することとなった生産事業者の全てについて機械的に行われるものではなく、例えば、生産事業者の事業体の唯一の講習会修了者である従事者が退職した場合には、上記③に該当することになるが、このように、格別生産事業者に非難されるべき点がない場合には、取消し処分は行われないものと考えてよい。ただし、この例の場合であっても、新規に講習会修了資格を有する者を雇い入れあるいは、他の従事者に講習会を受講させる等の必要な措置を講ずることなく、いつまでも放置する者について登録の取消しが行われることがあるのは当然である。

登録の取消しの処分があるときは、事前に取消しを受ける生産事業者が公開の場で、自ら、又は代理人を通じて、証拠を提出して弁明を行う機会が与えられる。この公開による聴聞の手続きが行われる期日、場所及び取消しを行おうとする理由は、あらかじめ当該生産事業者に通知される。

以上の手続きを経て、登録を取消された生産事業者が、登録証の返納の義務を負うこと及び、その氏名、住所等が県の公報を通じて公告されることは登録が失効した場合と同様である。なお、登録の取消しを受けた生産事業者が以後引き続き生産事業を行うことができないことはない。

(11) 登録に関する手数料

平成12（2000）年4月から、都道府県の裁量により決定する。

生産事業者登録手数料
生産事業者講習手数料
生産事業者の登録証の書替交付手数料
生産事業者の登録証の再交付手数料

2. 配布事業者の届出

配布事業者の届出と規定条項

事 項	規 定 条 項
配布事業者の届出	第17条

(1) 配布事業者の届出義務

配布事業者は、その住所地を管轄する都道府県知事に次(表4-3)の届出を行わなければならない(法第17条)。これを怠る者は罰則の適用がある(法第33条)。

なお、配布事業者とは、他の者の採取又は育成した種苗を配布する事業を営む者を指すことは既に述べたとおりであるが、自らの採取又は育成した種苗を配布する生産事業者であっても、併せて他の者が採取し、又は育成した種苗を配布する事業を営んでいる場合は、配布事業者であることから、生産事業者としての登録を受けるほか、配布事業者としての届出義務を負うことになるので注意する。

表4-3 | 配布事業者の届出義務

届出を行わなければならない場合	提出すべき届出書	期 限
配布事業を開始したとき (法第17条第1項)	配布事業者届出書 (様式 第10号)	配布事業を開始した日から30日以内
配布事業者届出書により届け出た事項(取扱い樹種、年間種苗配布数量を除く。)に変更が生じたとき (法第17条第2項)	配布事業変更届出書 (様式 第11号Ⅰ)	変更を生じた日から30日以内
配布事業を廃止したとき (法第17条第2項)	配布事業者廃止届出書 (様式 第11号Ⅱ)	廃止した日から30日以内

(2) 配布事業者の報告義務

配布事業者は、その業務に関し報告を求められることがある(法第27条)。この報告に当たっては、報告せず、又は虚偽の報告をした場合には、罰則の適用がある(法第33条)。

(3) 帳簿の備付け

配布事業者は、**その事業所ごとに帳簿を備え、他の者から配布を受け、又は配布したときは、その都度、その年月日、樹種、数量等を記載しなければならない**(法第26条)。帳簿の記載方法、保存期間等は、生産事業者の帳簿の備付けと全く同一である。

5

配布用種苗の表示制度

1. 配布用種苗の表示

(1) 表示制度のあらまし

生産事業者及び配布事業者が、種苗を配布するときは、原則としてこれに所定の事項を記載した表示票を添付しなければならない(法第18条)。この表示制度は、3ページ「1 林業種苗法」の「2. 林業種苗法の概要」でも述べたように、種苗の産地・系統等を明らかにすることにより、造林者が、造林地の自然条件に適した優良な種苗を選択することのできるようにするとのねらいをもつものであり、この法の中心的な位置を占める制度である。**生産事業者及び配布事業者は、この制度の重要性を認識し、日頃から、種苗の産地・系統等による区分を明確にしておくことにより、配布の際に適正な表示を行うことができるように努めなければならない。**

配布用種苗の表示制度と規定条項

事 項	規定条項
生産事業者及び配布事業者の表示義務	第18条
表示義務等の違反に対する是正命令	第19条
表示票等の不正使用等の禁止	第21条

(2) 生産事業者の表示義務

生産事業者は、**配布する種苗の容器又は包装の外部(容器及び包装を用いないときには、各荷口又は各個)に生産事業者表示票を添付しなければならない**。ただし、この表示票を添付すべき義務について、例外を認めないわけではなく、造林の用に供する者に、**その種苗を採取し、又は育成した場所において生産事業者表示票に記載すべき事項を記載した書面(表示書)を添えて種苗を直接配布する場合**には、例外として、**生産事業者表示票を添付せずに種苗を配布することができる**ことになっている。

すなわち、生産事業者が種苗を、その生産の現場で、種苗の流通過程の最終需要者である造林者に、他の者を介さずに直接配布する場合にあっては、**種苗の産地・系統等が不明確になるおそれが比較的少ないと考えられるので、この例外が認められたもの**である。

生産事業者表示票（表示書）（種穂の場合）イメージ

生産事業者表示票

出荷年月日：令和〇年〇月〇日

種穂の樹種：スギ

指定採取源の場所、指定採取源種別：
A県B市1-2-3
育種母樹林

指定番号：C育D-E

種穂の数量：〇kg 〇本

採取年月：令和〇年10月

生産事業者（住所・氏名）：
A県B市5-6-7
〇〇種苗 ●● ●●

種穂の銘柄：☆☆1号（少花粉）

発芽率、鑑定機関、鑑定年月日：
〇% △△鑑定所 〇年〇月

生産事業者登録番号：〇〇

生産事業者所属団体名：A県種苗組合

特定母樹の別：増殖した特定母樹から
採取された種穂



*

必須事項
(法第18条第1項、規則第18条)

任意事項（規則規則第21条）

生産事業者表示票（表示書）（苗木の場合）イメージ

生産事業者表示票

出荷年月日：令和〇年〇月〇日

苗木の樹種：スギ

指定採取源の場所、指定採取源種別：
A県B市1-2-3
育種母樹林

指定番号：C育D-E

苗木の育成の場所：A県B市5-6-8

苗木の数量：〇本

苗齢：当年生 〇年生

生産事業者（住所・氏名）：
A県B市5-6-7
〇〇種苗 ●● ●●

苗木の銘柄：☆☆1号（少花粉）

苗木の規格：〇号 根元径 苗長

検査機関：〇〇支所、〇〇組合

検査年月日：令和〇年〇月〇日

生産事業者登録番号：〇〇

生産事業者所属団体名：A県種苗組合

特定苗木の別：特定苗木



*

必須事項
(法第18条第1項、規則第18条)

任意事項（規則規則第21条）

* 二次元コード：当該生産事業者表示票に記載された事項を掲載したウェブサイトのアドレス

図5-1 | 生産事業者表示票(表示書)イメージ

(3) 配布事業者の表示義務

配布事業者は、種苗をその容器若しくは包装を開き若しくは変更して配布するとき、容器若しくは包装のない種苗を容器に入れ若しくは包装して配布するとき、又は生産事業者表示票の添付されていない種苗を配布するときは、その種苗の容器又は包装の外部(容器及び包装を用いないものにあつては、各荷口又は各個)に配布事業者表示票を添付しなければならない。したがって、配布事業者は、生産事業者の場合と異なり配布する種苗の全てについて表示票を添付しなければならないものではなく、入手した生産事業者表示票の添付された種苗の梱包等に変更を加えず、そのまま他に配布する場合には、既に添付されている生産事業者表示票に加えて、配布事業者が、さらに配布事業者表示票を添付する必要はない。また、これ以外の場合であっても、造林の用に供する者に容器若しくは包装を開き若しくは変更し、又は容器に入れ若しくは包装する場所において、配布事業者表示票に記載すべき事項を記載した書面(表示書)を添えて種苗を直接配布するときは、配布事業者表示票を添付しなくてもよいことになっている。これは、生産事業者について表示票添付義務の例外が認められたことと同様の趣旨に基づき認められている例外措置である。

配布事業者表示票（表示書）（種穂の場合）イメージ

配布事業者表示票

出荷年月日：令和○年○月○日
 種穂の樹種：スギ
 生産事業者（住所・氏名）：
 A県B市5-6-7
 ○○種苗 ●● ●●
 指定採取源の場所、指定採取源種別：
 A県B市1-2-3
 育種母樹林
 指定番号：C育D-E
 種穂の数量：○kg ○本
 苗木の苗齢：2年生
 配布事業者（住所・氏名）：
 A県B市5-6-7
 ○○樹苗 ●● ●●

種穂の銘柄：☆☆1号（少花粉）
 発芽率、鑑定機関、鑑定年月日：
 ○% △△鑑定所 ○年○月
 配布事業者所属団体名：A県種苗組合
 特定母樹の別：増殖した特定母樹から採取
 された種穂


 *

必須事項
 （法第18条第2項、規則第18条）

任意事項（規則第21条）

配布事業者表示票（表示書）（苗木の場合）イメージ

配布事業者表示票

出荷年月日：令和○年○月○日
 苗木の樹種：スギ
 生産事業者（住所・氏名）：
 A県B市5-6-7
 ○○種苗 ●● ●●
 苗木の育成の場所：A県B市5-6-8
 指定採取源の場所、指定採取源種別：
 A県B市1-2-3
 育種母樹林
 指定番号：C育D-E
 苗木の数量：○本
 苗齢：当年生 ○年生
 配布事業者（住所・氏名）：
 A県B市5-6-7
 ○○樹苗 ●● ●●

苗木の銘柄：☆☆1号（少花粉）
 苗木の規格：○号 根元径 苗長
 検査機関：○○支所、○○組合
 検査年月日：令和○年○月○日
 配布事業者所属団体名：A県種苗組合
 特定苗木等の別：特定苗木


 *

* 二次元コード：当該配布事業者表示票に記載された事項を掲載したウェブサイトのアドレス

図5-2 | 配布事業者表示票（表示書）イメージ

(4) 表示義務違反に対する是正命令

生産事業者又は配布事業者が、表示票を添付すべき場合に、表示票を添付せずに種苗を配布したとき、表示票に代わる書面（表示書）を交付すべき場合にこれを交付せずに種苗を配布したとき、表示票に記載できる事項以外の事項を表示したとき及び表示票に虚偽の表示をしたときには、罰則の適用がある（法第32条）ほか、都道府県知事は、これらの違反行為を行った生産事業者又は配布事業者に対し、その違反に係る種苗について、表示票を添付し若しくは表示書を交付し、又は表示票若しくは表示書の表示を是正すべきことを命ずることができる（法第19条）。

2. 種苗の証明

種苗の証明と規定条項

事 項	規定条項
指定採取源からの採取に係る種苗の証明	第 20 条

(1) 種苗の証明のあらまし

農林水産大臣又は都道府県知事は、申請があった場合には、種穂が指定採取源から採取されたものであること又は苗木が指定採取源から採取された種穂から育成されたものであることについての証明をすることができる(法第20条)。

(2) 証明の方法

証明は、証明を受けようとする種穂の種類に応じ、種子、穂木、幼苗及び幼苗以外の苗木の4種類に区分され、それぞれ次の表5-1に示す事実を都道府県の職員(農林水産大臣が証明を行うときは、農林水産省の職員)が、現場を確認した上で行われるもので、必要な事実が確認された後に、その種苗の容器又は包装に封印が施され、証明書が添付されることとなる。

表5-1 | 職員が確認を行う事実

種子の証明		球果の採取—精選—容器に入れること
穂木の証明		採取—包装
幼苗の証明		証明種穂の播種又はさし付け—包装
幼苗以外の苗木の証明	種穂から育成する場合	証明種穂の播種又はさし付け—床替え—包装
	幼苗から育成する場合	証明幼苗の床替え—(床替え)—包装

(注釈)「証明種穂」とは、証明書に添付されている種穂又は国若しくは都道府県が指定採取源から採取した旨の生産事業者表示票の添付されている種穂をいい、「証明幼苗」とは、証明書が添付されている幼苗又は国若しくは都道府県が指定採取源から種穂を採取し、これから育成した旨の生産事業者表示票の添付されている幼苗をいう。
幼苗以外の苗木を育成する際に行われる床替えの回数が一定していないが、証明を行う際には、すべて床替えについて確認を行うものである。

(3) 証明の申請手続き

証明を受けようとする者は、受けようとする証明の種類に応じて、表5-1に示された職員が確認を行う最初の行為、すなわち、種子の証明を受けようとするときは球果の採取、穂木の証明を受けようとするときは穂木の採取、幼苗の証明を受けようとするときは証明種穂の播種又はさし付け、幼苗以外の苗木の証明を受けようとするときは証明種穂の播種又はさし付け又は証明幼苗の床替えのそれぞれの行為に着手しようとする日の30日前までに都道府県知事に申請することが必要である。この場合の都道府県知事とは、申請者の住所地を管轄する都道府県知事ではなく、種穂の証明を受けようとするときにあっては種穂を採取しようとする指定採取源の所在場所を管轄する都道府県知事であり、苗木(幼苗又は幼苗以外の苗木)の証明を受けようとするときにあっては、その苗木を育成する苗畑の所在場所を管轄する都道府県知事である。

また、証明の申請は、複数の指定採取源に関するものについて一括して行うことは認められず、種穂を採取しようとする指定採取源が異なるごとに、又は苗木の育成に用いようとする種穂が採取された指定採取源が異なるごとに、別個の申請を行わなければならないことになるので注意を要する。

(4) 証明申請に必要な手数料

証明申請 1 件につき、次により計算した額を合算した額

種子の証明	1 キログラムにつき (都道府県知事が決定した額)
穂木の証明	1 万本につき (")
幼苗の証明	1 万本につき (")
幼苗以外の 苗木の証明	1 万本につき (") 証明を行うために職員が事実を確認する回数に乗じて得た額

(注釈) 幼苗以外の苗木の証明の欄の職員が事実を確認する回数とは、表5-1に示す事実の確認の数であり、種穂の播種又はさし付けから育成する場合の2年生山行苗木の証明についてみれば、証明種穂の播種又はさし付け、床替え及び包装の計3回であり、床替えの回数が1回増える3年生山行苗木についてみれば、4回である。

6

種苗の配布区域の制限

1. 種苗の採取源と配布区域の趣旨

採取源の指定は、その樹木又は林分全体の木材生産形質の良否を吟味して行われる。したがって、林木のように自然集団に近い遺伝的構成をもった集団から選んだ採取源は、その特性や能力の発現に最も適した環境条件から選ばれており、そこから遠ざかるに従って不利になるものと想定される。つまり、各採取源産の種苗はその採取源の存在する区域又はこれとほぼ環境を同じくする隣接区域に限って、優れた成績を示すものである。そこで、林業用種苗の移動範囲を規制する必要がある。

種苗の配布区域の制限と規定条項

事 項	規定条項
種苗の配布区域の制限	第 24 条

2. 配布区域の制限の概要

農林水産大臣は、造林の適正かつ円滑な推進を図るため特に必要があると認めるときは、農林水産省令で定める(規則第29条)ところにより、一定の区域において採取され、又は育成される種苗について気候その他の自然条件からみておおむねその樹木としての生育に適すると認められる区域を配布区域として指定することができる(法第24条第1項)。

なお、配布制限がある樹種は、すぎ、ひのき、あかまつ、くろまつの4種である。区域界が道府県境ではないところもあるため、巻末資料(法令編)9「農林水産大臣の指定する種苗の配布区域を定める件」を確認する。**生産事業者及び配布事業者は、種苗につき前項の配布区域が指定されているときは、当該配布区域以外の区域を受取地として種苗を配布してはならない。**ただし、林業の試験研究の用に供する場合その他特別の事情がある場合において農林水産大臣の承認を受けたときは、この限りでない(同条第2項)。

1
2
3
4
5
6
7
8
9

3. 配布区域外への配布承認

法第24条第2項ただし書きの特別な事情がある場合とは、次に掲げる場合と林野庁長官通知(林業用種苗の配布区域外への配布申請の手続きについて(昭和46年7月24日46林野造第738号林野庁長官通達))で定めており、配布承認申請書を農林水産大臣に提出することとしている。

- ① 見本林の造成に供する場合
- ② 松くい虫抵抗性マツ(松くい虫が運ぶ線虫類に抵抗性を有する松の品種に相当するマツをいう。)の植栽の用に供する場合
- ③ 周辺木との造林成績の比較のための植栽の用に供する場合(ただし、ア苗木2万本以内であること、イ植栽時期が重複する他の申請と植栽箇所が隣接するものでないことのいずれも満たしている場合に限定している。)ものとする。
- ④ 種苗の受取地が種穂の採取された区域と同一区域である場合

4. 所有権の移転等を伴わない行為

林業種苗法において「配布」とは、他人に対し有償又は無償で種苗の所有権の移転その他その占有を移す行為のことをいう(林業種苗法における配布区域について(令和3年3月29日付け林野庁森林整備部整備課長事務連絡))。

従来、種苗の移動には紛失や流出等のリスクが伴うことが考えられ、配布以外の種苗の移動(所有権の移転を伴わない移動)についても、移動制限の対象とする運用を行ってきた。

しかしながら、種苗の生産方法・生産体制の多様化により、複数の地域に拠点をもつ研究機関や事業者が、種穂を採取した地域とは別の地域で苗木生産を行い、再び種穂を採取した地域に戻す事例や、種子を採取した地域とは別の地域で種子選別機により選別し、再び種子を採取した地域に戻す事例等が見られるようになってきた。このことを踏まえ、複数の地域に拠点をもつ研究機関や事業者等内での移動や一時的に種子を預けるだけの移動については、種苗の移動に伴う紛失や流出等のリスクが限られることから、移動の制限をしないこととされている。

5. 種苗の配布区域図

(1) すぎ



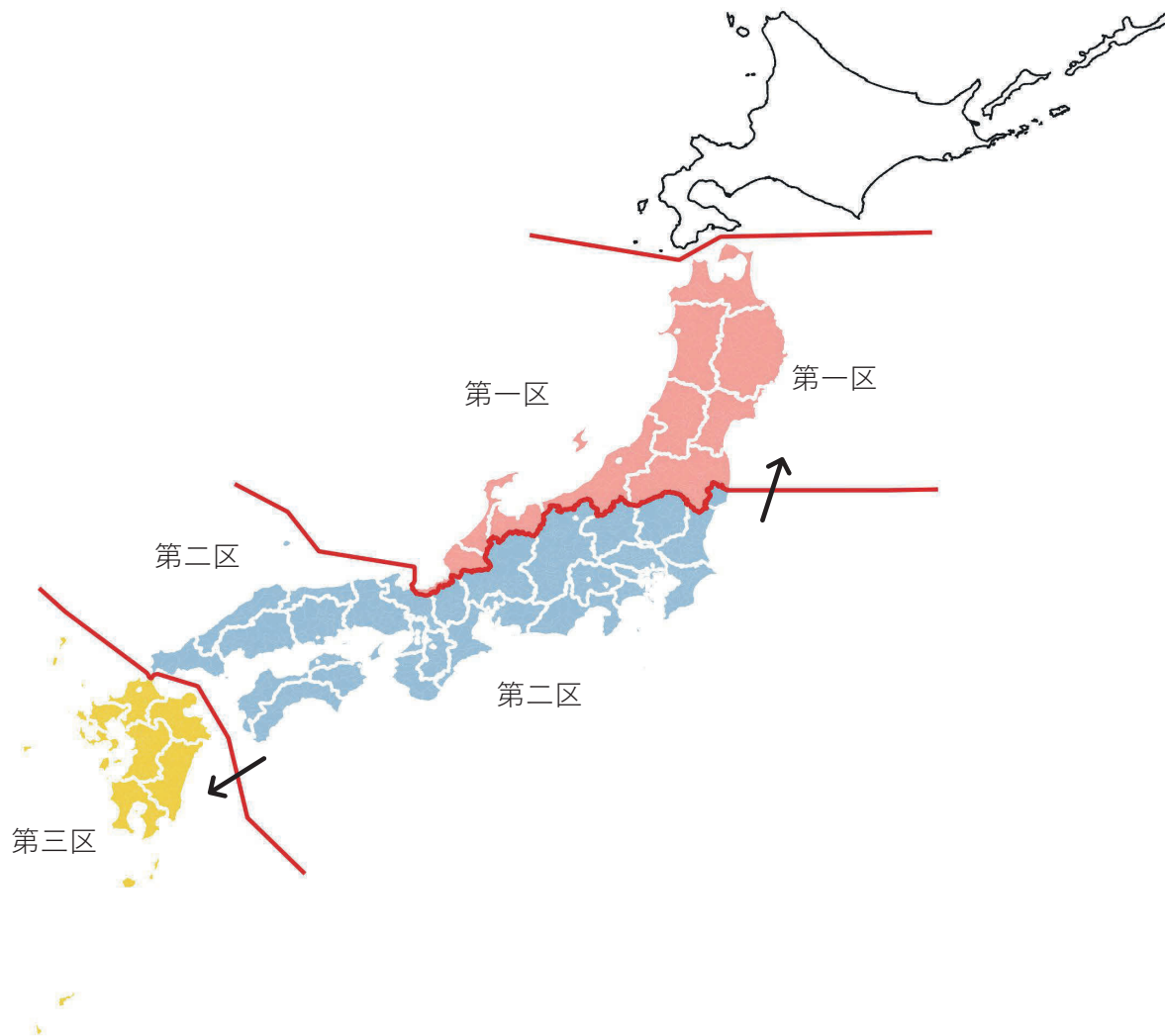
区域	配布区域
第一区	第一区、第二区、第三区及び第七区
第二区	第一区、第二区、第三区第四区、及び第五区
第三区	第三区及び第五区
第四区	第二区、第四区及び第五区
第五区	第三区、第五区及び第六区
第六区	第五区及び第六区
第七区	第七区

当該区と矢印が示す方向の隣接区には配布が可能である

1
2
3
4
5
6
7
8
9

種苗の配布区域の制限

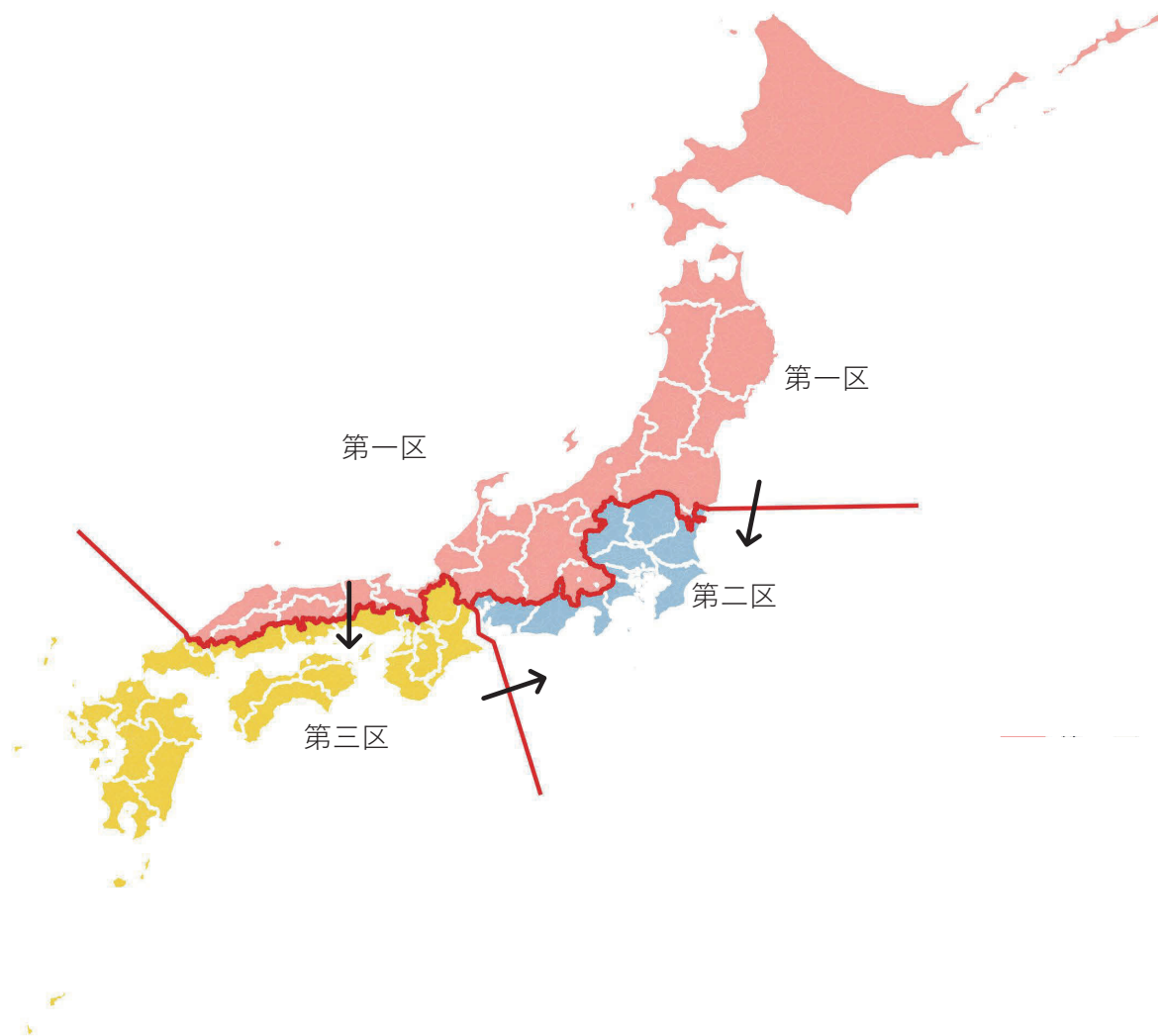
(2) ひのき



区域	配布区域
第一区	第一区
第二区	第一区、第二区及び第三区
第三区	第三区

当該区と矢印が示す方向の隣接区には配布が可能である

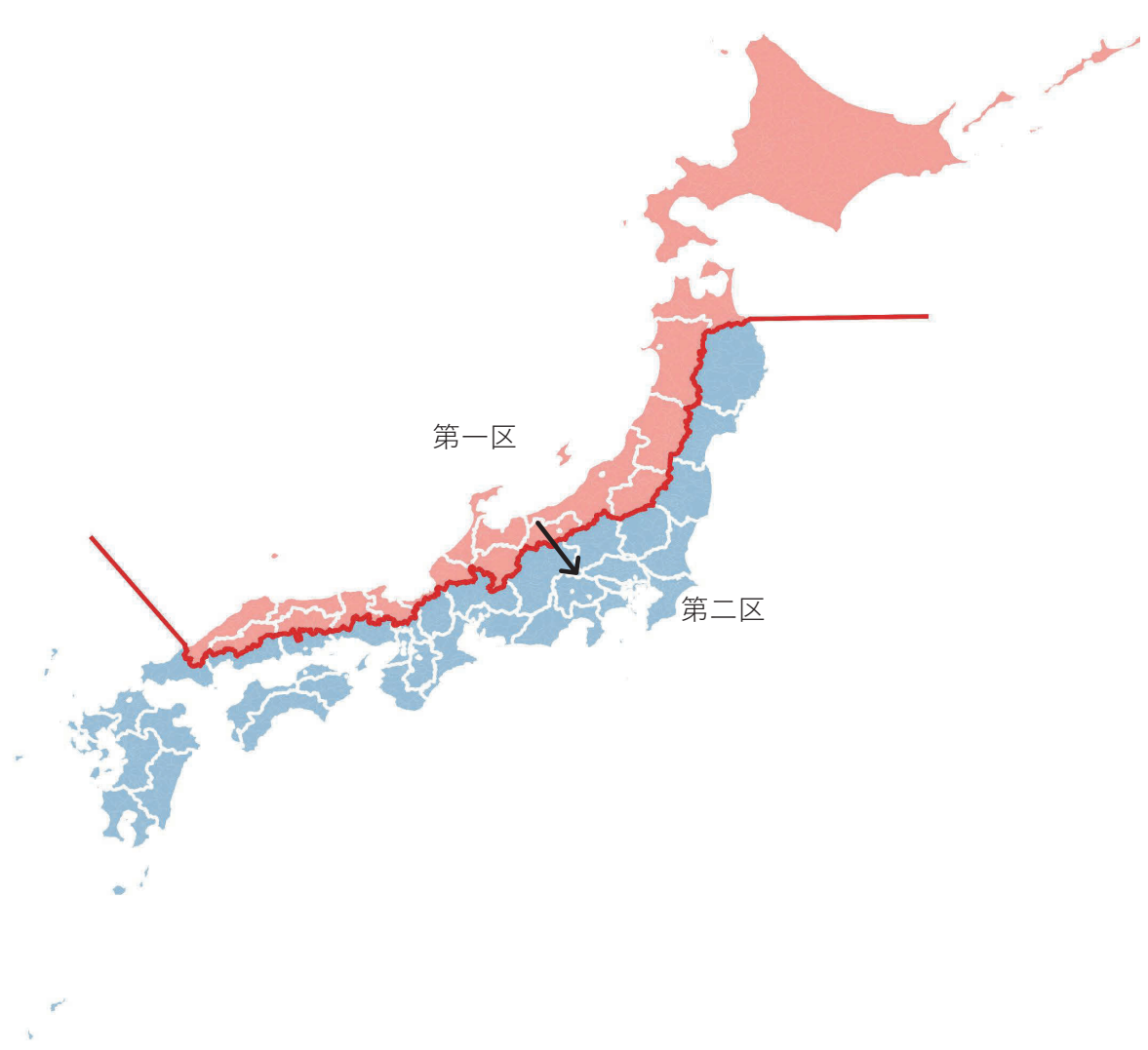
(3) あかまつ



区域	配布区域
第一区	第一区、第二区及び第三区
第二区	第二区
第三区	第二区及び第三区

当該区と矢印が示す方向の隣接区には配布が可能である

(4)くろまつ



1
2
3
4
5
6
7
8
9

種苗の配布区域の制限

区域	配布区域
第一区	第一区及び第二区
第二区	第二区

当該区と矢印が示す方向の隣接区には配布が可能である

1. 立入検査等

農林水産大臣又は都道府県知事は、この法の施行に必要な限度において、その身分を示す証明書を携行した職員に、指定採取源、生産事業者の事業所、配布事業者の事業所その他種穂の採取、苗木の育成、種苗の配布若しくは保管に関係のある場所に立入り、樹木若しくはその集団、種苗、その容器若しくは包装若しくは関係書類（電磁的記録を含む。）を検査させ、関係者に質問させ、又は種苗を分析検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる（法第28条）。

この行為は、個人の財産及び自由に対する重大な制約を伴う性質のものもあるので、濫用されることがあってはならない。この立入検査の権限は、行政上の必要性から認められたもので犯罪捜査のために認められるものではない。

なお、**本条による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者に対しては、罰則の適用がある**（法第33条）。

2. 監督処分

生産事業者又は配布事業者が、この法若しくはこの法に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときは、農林水産大臣又は都道府県知事が、これらの者に対し、種苗の採取若しくは育成に関し必要な処置を講ずべきことを命じ、又は種苗の配布を制限し、若しくは禁止することがある（法第29条）。これらの措置が行われる場合としては次のようなケースが考えられる。

- ① 登録を受けないで生産事業を行っている者又は所定の届出をしないで配布事業を行っている者に対して現に育成し、又は所有若しくは占有している種苗の配布を制限し、若しくは禁止し、又は育成されている種苗を適切に区分するよう命ずること。
- ② 不正な表示又は不当な表示を行った者に対しては今後の適正な表示を確保するため、種苗を適切に区分して採取若しくは育成することを命じ、又は一定期間を定めて、その所有する種苗の配布を制限し、若しくは禁止すること。
- ③ 種穂の採取が禁止された樹木又はその集団から採取した者に対しては、当該種苗を林業用として配布することを禁止し、又は自己の造林用に育成する場合であっても他の種苗から十分隔離して行うよう命ずること。

3. 罰則

法第32条から35条は、林業種苗法違反についての行政罰について規定している。

罰則の内容と規程条項

行政罰	対象者	規定
3万円以下の罰金	法第6条第1項の規定による命令に従わなかった者 （指定採取源の保護又は管理のための命令）	第32条 第1号
	法第7条第1項の規定に違反した者 （特別母樹等を許可を受けず伐採した場合）	同 第2号

1
2
3
4
5
6
7
8
9

行政罰	対象者	規定
3万円以下の罰金	法第10条第1項の規定に違反して登録を受けないで生産事業を行った者又は偽りその他不正の行為によりその登録を受けた者 (生産事業者の登録)	第32条 第3号
	法第18条第1項、第2項又は第3項の規定に違反した者 (生産事業者及び配布事業者の表示義務等)	同 第4号
	法第19条第1項の規定による命令に従わなかった者 (表示義務等の違反に対する是正命令)	同 第5号
	法第21条第1項の規定に違反して表示票等を不正に使用し、若しくは配布される種苗につき表示票等に紛らわしいものを添附し、若しくは交付した者又は同条第2項の規定に違反した者 (表示票等の不正使用等の禁止)	同 第6号
	法第23条の規定による指定に係る時期以外の時期において配布の目的をもって当該指定に係る種穂を採取した者又は同条の規定による禁止に従わなかった者 (種穂の採取の禁止等)	同 第7号
	法第24条第2項の規定に違反した者 (種苗の配布区域の制限)	同 第8号
	法第29条第1項の規定による命令、制限又は禁止に従わなかった者 (監督処分)	同 第9号
1万円以下の罰金	法第7条第2項又は第3項の規定に違反した者 (特別母樹等は農林水産大臣に、育種母樹等及び普通母樹等は都道府県知事に伐採について届出る)	第33条 第1号
	法第13条第1項、第2項若しくは第3項又は法第17条第1項若しくは第2項の規定に違反した者 (生産事業者の届出、配布事業者の届出)	同 第2号
	法第26条の規定に違反して帳簿を備えず、又は必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者 (帳簿の備付け)	同 第3号
	法第27条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (報告の徴収)	同 第4号
	法第28条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 (立入検査)	同 第5号
罰金刑	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。 (行為者のほかその行為者と特定の関係にある法人又は人に対しても前二条の罰金刑を科す)	第34条
1万円以下の過料	法第12条第2項、第14条第2項又は第15条第3項の規定に違反した者(登録証の備付け、返納)	第35条

1. 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法

(1) 間伐等特措法の概要

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号。以下「特措法」という。)とは、京都議定書の第一約束期間における森林吸収量の目標の達成に向け、平成24(2012)年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、特別の措置を講ずることを内容として、平成20(2008)年5月16日に新法として公布・施行された。その後、京都議定書第二約束期間、パリ協定に基づく我が国の目標期間に合わせて、平成25(2013)年と令和3(2021)年にそれぞれに改正・延長されている。

現行の特措法は、令和12年度までの間における間伐等の実施や特定母樹の増殖等に関する措置が定められている。

平成25(2013)年の法改正において、将来の二酸化炭素の吸収作用の強化を図るため、都道府県知事が、基本方針に沿って、民間事業者が実施する成長に優れた種苗の母樹の増殖に関する計画(特定増殖事業計画)を認定し、認定を受けた者(認定特定増殖事業者)に対して支援措置を講じる仕組みを新設した。

従来、苗木生産のための種穂を提供する指定採取源(採種園、採穂園)は都道府県営が主体であったが、民間活力も活用し、特定母樹の増殖の実施を促進させるために、法改正したものである。

(2) 特定母樹

特に優良な種苗を生産するための種穂の採取に適する樹木であって、成長に係る特性の特に優れたものを農林水産大臣が「特定母樹」に指定し、その増殖の実施の促進を図ることとしている(特措法第2条第2項及び第3条第1項)。

1 指定基準

- ① 成長量は、在来の系統と比較して1.5倍以上の材積
- ② 材の剛性は、同様の林分の個体の平均値と比較して優れているもの
- ③ 幹の通直性は、曲がりがないか、曲がりがあっても採材に支障がないもの
- ④ 花粉量が一般的なスギ・ヒノキのおおむね半分以下

2 応募・指定等

- ① 対象となる樹木は、林業種苗法施行令第1条に規定するスギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、カラマツ、エゾマツ、トドマツ、リュウキュウマツとする。
- ② 応募者が、林野庁森林整備部研究指導課宛て申請様式を郵送し提出する。
- ③ 受け付けた申請個体の適否を判断し、選定された個体は、特定母樹に指定された樹木として官報告示される。
- ④ 特定母樹のデータは、林野庁ホームページに掲載されるとともに各都道府県に提供される。
- ⑤ 所有者等は、特定母樹の種穂の配布に供されるよう、所有する特定母樹の適切な育成・保存に努めるものとする。

(3) 特定母樹の増殖に関する事業

1 特定増殖事業

特定母樹の増殖に関する事業であって、次に掲げるものをいう(特措法第2条第3項)。

- ① 生産事業(林業種苗法第2条第2項に規定する生産事業)を行い、又は行おうとする生産事業者団体等(同項に規定する生産事業者の組織する団体その他政令で定める者をいう。)が、特定母樹の増殖を行い、その増殖した特定母樹から採取する種穂を主として当該生産事業者団体等の構成員その他政令で定める者に配布するために実施する事業
- ② 生産事業を行い、又は行おうとする者が、特定母樹の増殖を行い、その増殖した特定母樹から採取する種穂を主として生産事業者団体等に配布するために実施する事業
- ③ 生産事業を行い、又は行おうとする者が、特定母樹の増殖を行い、その増殖した特定母樹から採取する種穂から配布の目的をもって苗木を育成するために実施する事業

2 支援措置等

- ① 林業・木材産業改善資金の償還期間等の特例
- ② 林業種苗法に基づく生産事業者の登録等(第12条第1項及び第2項並びに第13～16条)の特例
- ③ 森林法に基づく伐採届出の特例
- ④ 国、都道府県、森林研究・整備機構等の助言、指導等

(注釈) 特定増殖事業を行う者は、林業種苗法第18条の規定に基づき、生産事業者表示票の表示義務を負い、同法第26条の規定に基づき、帳簿の備付け義務等を負うこととなる。

2. スギ花粉発生源対策推進方針

(1) スギ花粉発生源対策推進方針の趣旨

スギ花粉症については、その患者数が国民の約4割と推計されるなど社会的に大きな問題となっている。スギ花粉症はスギ花粉によって引き起こされるアレルギー症状であるが、その発症メカニズムについては、大気汚染等との関係を指摘する報告もあり、十分には解明されていない。

令和5(2023)年5月30日に花粉症に関する関係閣僚会議において取りまとめられた「花粉症対策の全体像」では、10年後に花粉発生源となるスギ人工林を約2割減少させることを目指して、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化、スギ材需要の拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、林業の生産性の向上及び労働力の確保等の取組を集中的に推進することとされた。

本格的な利用期を迎えた人工林の主伐・再生林の増加が見込まれること等を踏まえ、花粉発生源対策として、スギ人工林等の利用を進めるとともに、花粉の少ないスギ苗木の生産や植栽、広葉樹の導入による針広混交の育成複層林等への誘導等により、花粉の少ない多様で健全な森林への転換等を促進していくことが重要である。

なお、ヒノキについても花粉の少ない森林への転換等を進めていくことが重要であり、その推進に当たっては本指針を参考に取り組むものとする。

この方針は、国、都道府県、市町村、森林林業関係者等が一体となってスギ花粉発生源対策に取り組むことが重要であるとの観点から、関連施策の実施に当たっての技術的助言を定めたものである。

(2) 花粉の少ない苗木の生産拡大

花粉発生源対策に取り組むにあたり、花粉の少ない苗木の増産体制の整備を官民連携で短期的かつ集中的に進めることにより、花粉の少ないスギ苗木の生産割合を5割から9割以上に引き上げることとしている。

このため、花粉の少ない苗木の品種開発や、採種園・採穂園の造成・改良や効率的な育苗作業が期待できるコンテナ苗生産の推進に努めるとともに、花粉の少ないスギ苗木の普及活動に努める。

(注釈) 「花粉の少ないスギ苗木」とは、本方針の別紙に定める「無花粉」、「少花粉」、「低花粉」の品種のスギ苗木及びスギの特定苗木(「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」(平成20年法律第32号)第2条第4項に規定する特定苗木)をいう。

1 無花粉スギ品種

花粉を全く生産しない特性及び林業用種苗として適した特性を有するもの。

2 少花粉スギ品種

平年では雄花が全く着かないか、又は極めて僅かしか着かず、花粉飛散量の多い年でもほとんど花粉を生産しない特性(花粉生産量が一般的なスギに比べ約1%以下)及び林業用種苗として適した特性を有するもの。

3 低花粉スギ品種

雄花の着花性が相当程度低い特性及び林業用種苗として適した特性を有するもの。

4 スギ特定苗木

前述「1. 間伐等特措法」の「(2)特定母樹」由来のスギ。

9

優良種苗の生産と適正な流通

近年、人工林資源が充実して主伐が増加している中、森林の保続培養と生産力の増進とを図るには、伐採後の再生林を適切に行うことが極めて重要となっている。

林業種苗は、造林の実施に不可欠な資材であることから、生産体制の強化、円滑な流通の推進が益々求められており、また、育種・育苗技術の進展により成長の良い品種、花粉の少ない品種等の優良な林業種苗が開発されていることから、これらを速やかに普及していく必要がある。

このため、林野庁では次官通知第12に基づき、林業種苗の需給情報の共有等を図ることを通じ、その生産の安定と適正な流通を促し、造林の円滑な実施を期すため、林業用優良種苗生産流通推進要綱を定めている。

要綱のポイントは以下のとおりである。

1 林業種苗の需要量及び生産量の調査、需給情報の共有

- ① 都道府県は、都道府県内の種苗の需要量及び生産量の調査に努めること。
- ② 都道府県は、都道府県外に向けた生産量の情報を把握し、移出先の都道府県等への情報提供に努めること。

2 採取源の整備、種穂及び苗木の生産・確保

- ① 都道府県は、都道府県営の採種園・採穂園の整備を進めるほか、認定特定増殖事業者を含む生産事業者による採種園・採穂園の整備を推進すること。
- ② 都道府県は、採種園・採穂園の育種母樹等又は普通母樹等への指定に努めること。
- ③ 都道府県は、苗木及び種穂の生産・確保に当たり、特定母樹から採取された種穂、花粉症対策品種の種穂など産地及び系統区分の明らかな優良な種穂を用いるよう努めること。
- ④ 都道府県は、造林に必要な苗木及び苗木生産に必要な種穂については、都道府県内での生産及び近隣の都道府県など他の都道府県からの移入により確保に努め、他の都道府県との連携に努めること。また、認定特定増殖事業者は、増殖した母樹から採取された種穂を生産事業者に広く配布するよう努めること。

3 予約生産等の推進

- ① 都道府県は、苗木の生産効率及び品質向上を図るため、生産事業者間の幼苗等の予約生産及び委託生産を推進すること。
- ② 都道府県は、苗木の需給の安定を図るため、需要者と生産事業者との間の苗木の予約生産及び委託生産を推進すること。

第1部

巻末資料(法令編)

1. 林業種苗法	30
2. 林業種苗法施行令	36
3. 林業種苗法施行規則	37
4. 林業種苗法の施行について	48
5. 林業種苗法の運用について	51
6. 林業用優良種苗生産流通推進要綱	56
7. 林業用種苗の配布区域外への配布申請の手続きについて	57
8. 「林業用種苗の配布区域外への配布承認手続きについて (昭和46年7月24日46林野造第738号)」第2の1の ただし書きに基づく承認の範囲等について	59
9. 農林水産大臣の指定する種苗の配布区域を定める件	60
(1) すぎ	60
(2) ひのき	61
(3) あかまつ	62
(4) くろまつ	63
10. 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(抄)	64

1. 林業種苗法

（昭和四十五年法律第八十九号）
最終改正（平成二十八年法律第四十四号）

（目的）

第一条 この法律は、種苗について優良な採取源の指定、生産の事業を行なう者の登録、配布の際の表示の適正化等に関する措置を定めることにより、優良な種苗の供給を確保し、もって適正かつ円滑な造林を推進して林業総生産の増大及び林業の安定的発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「種苗」とは、林業の用に供される樹木の繁殖の用に供される種子、穂木、茎、根及び苗木（幼苗を含む。以下同じ。）であつて、政令で定める樹種に属するものをいう。

2 この法律において「生産事業」とは、配布の目的をもつて種苗を採取し、又は育成する事業をいい、「生産事業者」とは、生産事業を行なう者をいい、「配布事業」とは、他の者が採取し、又は育成した種苗を配布する事業をいい、「配布事業者」とは、配布事業を行なう者をいう。

（育種母樹、普通母樹等の指定）

第三条 都道府県知事は、優良な種穂（種苗のうち、種子、穂木、茎又は根をいう。以下同じ。）の確保を図るため、農林水産省令で定める基準に従い、配布（配布のためにする苗木の育成を含む。次条第一項、第二十三条及び第三十二条第七号において同じ。）の目的のための優良な種穂の採取に適する樹木又はその集団を、育種により育成されたものにあつては育種母樹又は育種母樹林として、その他のものにあつては普通母樹又は普通母樹林として指定することができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の基準の作成又は同項の規定による指定に当たつては、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の規定による全国森林計画及び地域森林計画、森林の現況等を参酌し、優良な種穂の適切な供給が図られるように配慮しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしようとするときは、その指定をしようとする樹木又はその集団の所有者（所有者以外の権原に基づきこれらの樹木の使用又は収益をする者があるときは、その者を含む。以下「所有者等」という。）の意見をきかなければならない。

（特別母樹等の指定）

第四条 農林水産大臣は、優良な種穂の採取に適する樹木又はその集団を育成し、又は改良するため特に優良な種穂の確保を図る必要があるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、配布の目的のために特に優良な種穂の採取に適する樹木又はその集団を特別母樹又は特別母樹林として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、学識経験を有する者の意見をきくとともに、その指定をしようとする樹木又はその集団の所有者等の意見をきかなければならない。

（指定の公示等）

第五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、特別母樹若しくは特別母樹林又は育種母樹、育種母樹林、普通母樹若しくは普通母樹林（以下「指定採取源」と総称する。）を指定するときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公示するとともに、その指定採取源の所有者等に通知しなければならない。

2 指定採取源の指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

（指定採取源の保護又は管理のための命令等）

第六条 農林水産大臣は、特別母樹又は特別母樹林の指定目的を達成するため必要があるときは、その所

有者等に対し、その保護又は管理に関し、必要な処置を講ずること又は有害な行為を行なわないことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、育種母樹若しくは育種母樹林又は普通母樹若しくは普通母樹林の指定目的を達成するため必要があるときは、その所有者等に対し、その保護又は管理に関し、必要な処置を講ずること又は有害な行為を行なわないことを指示することができる。

（指定採取源の伐採の制限）

第七条 特別母樹又は特別母樹林の所有者等は、これらの樹木を伐採してはならない。ただし、その指定目的を阻害するおそれがないものとして、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 特別母樹又は特別母樹林の所有者等は、次の各号の一に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないでこれらの樹木を伐採することができる。この場合には、当該所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届けなければならない。

一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合

二 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

三 その他農林水産省令で定める場合

3 育種母樹若しくは育種母樹林又は普通母樹若しくは普通母樹林の所有者等は、これらの樹木を伐採しようとするとき（前項第二号に該当する場合には、これらの樹木を伐採したとき。）は、農林水産省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届けなければならない。

（特別母樹等についての損失補償）

第八条 国は、特別母樹又は特別母樹林の所有者等に対し、特別母樹又は特別母樹林の指定によりその者が通常受けるべき損失を補償しなければならない。ただし、当該指定が所有者の申請に基づいてされた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による補償を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣にこれを請求しなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、その請求をした者にこれを通知しなければならない。

4 前項の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。

5 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

（指定の解除）

第九条 農林水産大臣又は都道府県知事は、その指定に係る指定採取源について、その指定理由が消滅したときは、遅滞なく、その部分につきその指定を解除しなければならない。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につきその指定に係る指定採取源の指定を解除することができる。

3 農林水産大臣は、第一項又は前項の規定によりその指定に係る指定採取源の指定を解除しようとするときは、関係都道府県知事及び学識経験を有する者の意見をきかなければならない。

4 第五条の規定は、第一項又は第二項の規定による指定採取源の指定の解除について準用する。

（生産事業者の登録）

第十条 生産事業を行おうとする者は、その住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 生産事業の内容

三 事業所の名称及び所在地

四 生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所

五 生産事業の開始年月日

六 生産事業に従事する者で次項第三号イの講習会の課程を修了したものの氏名及び住所

七 その他農林水産省令で定める事項

3 都道府県知事は、前項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当する者である場合を除き、政令で定めるところにより、遅滞なく、その登録をしなければならない。

一 この法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十五条第一項の規定により登録の取消しを受けた日から二年を経過しない者

三 次に掲げる者以外の者

イ 都道府県知事が種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させるところを目的として行なう講習会の課程を修了した者

ロ イに掲げる者以外の者であつて、その生産事業に従事する使用人その他の従業者としてイの講習会の課程を修了した者を置くもの（その置かれる当該講習会の課程を修了した者のすべてが前二号のいずれかに該当するものを除く。）

（講習会の開催及び修了証明書の交付）

第十一条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、毎年一回を常例として、前条第三項第三号イの講習会を開催しなければならない。

2 都道府県知事は、前条第三項第三号イの講習会を開催した場合には、その講習会の課程を修了した者に対し、修了証明書を交付しなければならない。

（登録証の交付及び備付け等）

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録をしたときは、当該登録を受けた者に対し、次に掲げる事項を記載した登録証を交付しなければならない。

一 登録番号及び登録年月日

二 氏名又は名称及び住所

三 生産事業の内容

四 事業所の名称及び所在地

五 生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所

2 生産事業者は、登録証の交付を受けたときは、住所以外の場所に事業所を設けている者にあつては登録証をその住所に備え付けるとともにその写しを当該事業所に備え付け、その他の者にあつては登録証をその住所に備え付けておかなければならない。

3 都道府県知事は、第十条第一項の登録を拒否したときは、その申請者に対し、遅滞なく、理由を付してその旨を通知しなければならない。

（生産事業者の届出等）

第十三条 生産事業者は、登録証の記載事項に変更を生じたときは、農林水産省令で定めるところにより、

その住所地を管轄する都道府県知事に変更があつた事項及び変更の年月日を届け出て、その書替交付を申請しなければならない。

2 生産事業者は、登録証が滅失し、又は汚損したときは、農林水産省令で定めるところにより、その住所地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出て、その再交付を申請しなければならない。

3 生産事業者は、農林水産省令で定めるところにより、第十条第二項各号に掲げる事項（登録証の記載事項に該当するものの及び同項第五号に掲げるものを除く。）に変更を生じたときは変更があつた事項及び変更の年月日を、生産事業を廃止したときはその旨及び廃止の年月日をその住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

（登録の失効）

第十四条 生産事業者が前条第三項の規定により生産事業を廃止した旨を届け出たときは、その登録は、その効力を失う。

2 前項の規定により登録がその効力を失つたときは、当該登録を受けた者は、遅滞なく、登録証をその住所地を管轄する都道府県知事に返納しなければならない。

（登録の取消し）

第十五条 都道府県知事は、生産事業者が次の各号の一に該当するときは、その者に係る登録を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反したとき。

二 不正な手段により登録を受けたとき。

三 第十条第三項第一号又は第三号に該当することとなつたとき。

2 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 第一項の規定により登録を取り消された者は、遅滞なく、登録証を都道府県知事に返納しなければならない。

（登録に関する公告）

第十六条 都道府県知事は、第十条第一項の登録をしたとき、第十四条第一項の規定により登録が失効したとき、又は前条第一項の規定により登録を取り消したときは、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 登録番号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

三 生産事業の内容

四 事業所の名称及び所在地

2 都道府県知事は、第十三条第一項の規定により前項第二号から第四号までに掲げる事項に変更があつた旨の届出があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該変更に係る事項を公告しなければならない。

（政令への委任）

第十六条の二 第十条から前条までに規定するもののほか、生産事業者の登録に関し必要な事項は、政令で定める。

（配布事業者の届出）

第十七条 配布事業者は、配布事業を開始したときは、その開始の日から三十日以内に、農林水産省令で定めるところにより、氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。次項において同じ。）、事業所の所在地その他農林水産省令で定める事項をその住所地を管轄する

1.	
2.	
3.	
4.	
5.	
6.	
7.	
8.	
9.	
10.	

- 都道府県知事に届け出なければならない。

2 配布事業者は、農林水産省令で定めるところにより、氏名及び住所、事業所の所在地その他農林水産省令で定める事項に変更を生じたときは変更があつた事項及び変更の年月日を、配布事業を廃止したときはその旨及び廃止の年月日をその住所地の管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

3 前二項に定めるもののほか、配布事業者の届出に關し必要な事項は、政令で定める。

(生産事業者及び配布事業者の表示義務等)

第十八条 生産事業者は、その採取又は育成に係る種苗を配布するときは、農林水産省令で定めるところにより、当該種苗の容器又は包装の外部（容器及び包装を用いないものにあつては、各荷口又は各箇。次項において同じ。）に次に掲げる事項を表示した生産事業者表示票を添附しなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合において、これらの事項を表示した書面を当該種苗の配布を受ける者に交付するときは、この限りでない。

 - 一 生産事業者表示票という文字
 - 二 種苗の樹種
 - 三 生産事業者の氏名又は名称及び住所
 - 四 種穂にあつてはその採取の場所及び採取した樹木が指定採取源である場合にはその種別（その場所及びその種別が判明しない場合には、その旨）、苗木にあつてはその苗木に係る種穂の採取の場所及び採取した樹木が指定採取源である場合にはその種別並びにその苗木の育成の場所（これらの場所及びその種別が判明しない場合には、その旨）
 - 五 その他農林水産省令で定める事項

2 配布事業者は、種苗をその容器若しくは包装を開き若しくは変更して配布するとき、容器若しくは包装のない種苗を容器に入れ若しくは包装して配布するとき、又は生産事業者表示票の添附されていない種苗を配布するときは、農林水産省令で定めるところにより、当該種苗の容器又は包装の外部に次に掲げる事項を表示した配布事業者表示票を添附しなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合において、これらの事項を表示した書面を当該種苗の配布を受ける者に交付するときは、この限りでない。

 - 一 配布事業者表示票という文字
 - 二 配布事業者の氏名又は名称及び住所
 - 三 前項第二号から第五号までに掲げる事項（生産事業者表示票の添附されていない種苗を配布する場合においてこれらの事項が判明しないときは、その旨）
 - 3 生産事業者表示票又は配布事業者表示票には、第一項各号又は前項各号に掲げる事項、商標及び商号、荷口番号及び出荷年月日その他農林水産省令で定める事項以外の事項を表示し、又は虚偽の表示をしてはならない。第一項ただし書及び前項ただし書の書面についても、同様とする。

(表示義務等の違反に対する是正命令)

第十九条 都道府県知事は、生産事業者又は配布事業者が、前条第一項若しくは第二項の規定に違反して生産事業者表示票若しくは配布事業者表示票（以下「表示票」と総称する。）を添附せず若しくは同条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の書面（以下「表示書」という。）を交付しないで種苗を配布し、又は同条第三項の規定に違反して表示票若しくは表示書に同項に規定する事項以外の事項を表示し若しくは虚偽の表示をして種苗を配布したときは、当該生産事業者又は配布事業者に対し、その違反に係る種苗につき、表示票を添附し若しくは表示書を交付し、又は表示票若しくは表示書の表示を是正すべきことを命ずることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により命令をした場合において、当該生産事業者又は配布事業者の住所が他の都道府県の区域内にあるときは、農林水産省令で定めるところにより、その住所地の管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

(指定採取源からの採取に係る種苗の証明)

第二十条 農林水産大臣は、申請があつた場合には、農林水産省令で定めるところにより、種穂が特別母樹若しくは特別母樹林から採取されたものであること又は苗木が特別母樹若しくは特別母樹林から採取された種穂から育成されたものであることについての証明をすることができる。

2 都道府県知事は、申請があつた場合には、農林水産省令で定めるところにより、種穂が育種母樹、育種母樹林、普通母樹若しくは普通母樹林から採取されたものであること又は苗木が育種母樹、育種母樹林、普通母樹若しくは普通母樹林から採取された種穂から育成されたものであることについての証明をすることができる。

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、前二項の証明をする場合には、農林水産省令で定める方法により、その職員に、その証明に係る事実を確認させなければならない。

4 第一項及び第二項の証明は、農林水産省令で定めるところにより、その証明をする種苗に農林水産省令で定める様式の証明書を添附してしなければならない。

(表示票等の不正使用等の禁止)

第二十一条 何人も、表示票若しくは表示書又は前条第四項の証明書（以下「表示票等」という。）を偽造し、変造し、若しくは不正に使用し、又は配布される種苗につき、偽造し、若しくは変造した表示票等又は表示票等に紛らわしいものを添附し、若しくは交付してはならない。

2 他の生産事業者又は配布事業者の氏名、名称、商標若しくは商号又は他の種苗の樹種、銘柄その他これに類する事項を表示した容器又は包装は、その表示を消さなければ、何人も、種苗の容器又は包装として種苗を配布するために使用してはならない。

(種穂の採取についての努力義務)

第二十二条 生産事業者は、種穂を採取するときは、指定採取源から採取するように努めなければならない。

(種穂の採取の禁止等)

第二十三条 都道府県知事は、造林の適正かつ円滑な推進を図るため特に必要があるときは、配布の目的をもつてする種穂の採取に關し、農林水産省令で定めるところにより、採取すべき時期を指定し、又は劣悪な種穂が採取されるおそれのある樹木若しくはその集団からの採取を禁止することができる。

(種苗の配布区域の制限)

第二十四条 農林水産大臣は、造林の適正かつ円滑な推進を図るため特に必要があるときは、農林水産省令で定めるところにより、一定の区域（外国における一定の区域を含む。）において採取され、又は育成される種苗について気候その他の自然条件からみとおおむねその樹木としての生育に適すると認められる区域を配布区域として指定することができる。

2 生産事業者及び配布事業者は、種苗につき前項の配布区域が指定されているときは、当該配布区域以外の区域を受取地として種苗を配布してはならない。ただし、林業の試験研究の用に供する場合その他の特別の事情がある場合において農林水産大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(外国産種苗等に対する措置)

第二十五条 政府は、外国産の劣悪な種苗（林業の用に供される樹木の繁殖の用に供される種子、穂木、茎、

根及び苗木（幼苗を含む。）であつて、第二条第一項の政令で定める樹種以外の樹種に係るものを含む。
以下この項において同じ。）が輸入されることにより、国内における造林の適正かつ円滑な推進についての著しい支障又は国内における林業の用に供される他の樹木の形質若しくは生育に対する著しい悪影響を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、種苗の輸入に関し、これらの事態を克服するため相当と認められる措置を講ずるものとする。

2 政府は、種苗の供給量がその需要量に比して著しく不足し、又は不足するおそれがある場合において、国内における造林の適正かつ円滑な推進を図るために必要な優良な種苗の供給を確保するため特に必要があるときは、種苗の輸出に関し、相当と認められる措置を講ずるものとする。

（帳簿の備付け）

第二十六条 生産事業者及び配布事業者は、農林水産省令で定めるところにより、その事業所ごとに帳簿を備え、種苗を採取し、他の者から配布を受け、又は配布したときは、そのつど、帳簿に、その年月日、樹種、数量その他農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。

（報告の徴収）

第二十七条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、指定採取源の所有者等からその指定採取源に関し必要な事項の報告を求め、又は生産事業者若しくは配布事業者からその業務務に関し必要な事項の報告を求めることができる。

（立入検査等）

第二十八条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定採取源、生産事業者の事業所、配布事業者の事業所その他種穂の採取、苗木の育成、種苗の配布若しくは保管に関係がある場所に入り、樹木若しくはその集団、種苗、その容器若しくは包装若しくは関係書類（その作成又は備付けに代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は備付けがされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させ、関係者に質問させ、又は種苗を分析検査のため必要な最小量に限り、無償で取去させることができる。

2 前項の規定により立ち入らうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（監督処分）

第二十九条 農林水産大臣又は都道府県知事は、生産事業者又は配布事業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときは、これらの者に対し、種苗の採取若しくは育成に関し必要な処置を講ずべきことを命じ、又は種苗の配布を制限し、若しくは禁止することができ。

2 農林水産大臣が前項の規定により命令、制限又は禁止をした場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該生産事業者又は配布事業者の住所所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3 都道府県知事が第一項の規定により命令、制限又は禁止をした場合には、第十九条第二項の規定を準用する。

（国及び都道府県の援助）

第三十条 国及び都道府県は、優良な種苗の供給を確保し、及びその普及を図るため、森林所有者、生産事業者及びこれらの者の組織する団体に対し、必要な助言、指導その他の援助を行なうように努めるも

のとする。

（国等に関する特例）

第三十一条 国が所有者等である指定採取源については第六条の規定、国、都道府県又は国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う生産事業及び配布事業については第十条から第十七条まで、第十九条、第二十六条、第二十九条及び次条から第三十五条までの規定は、適用しない。

2 国の機関が行なう行為については、第七条第一項の規定による許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

3 国の機関は、第七条第二項又は第三項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、その旨を農林水産大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

（罰則）

第三十二条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の規定による命令に従わなかつた者

二 第七条第一項の規定に違反した者

三 第十条第一項の規定に違反して登録を受けないで生産事業を行なつた者又は偽りその他不正の行為によりその登録を受けた者

四 第十八条第一項、第二項又は第三項の規定に違反した者

五 第十九条第一項の規定による命令に従わなかつた者

六 第二十一条第一項の規定に違反して表示票等を不正に使用し、若しくは配布される種苗につき表示票等に紛らわしいものを添附し、若しくは交付した者又は同条第二項の規定に違反した者

七 第二十三条の規定による指定に係る時期以外の時期において配布の目的をもつて当該指定に係る種穂を採取した者又は同条の規定による禁止に従わなかつた者

八 第二十四条第二項の規定に違反した者

九 第二十九条第一項の規定による命令、制限又は禁止に従わなかつた者

第三十三条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項又は第三項の規定に違反した者

二 第十三条第一項、第二項若しくは第三項又は第十七条第一項若しくは第二項の規定に違反した者

三 第二十六条の規定に違反して帳簿を備えず、又は必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

四 第二十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第二十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第三十五条 第十二条第二項、第十四条第二項又は第十五条第三項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条第三項、第四条及び第十一条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(林業種苗法の廃止)

2 林業種苗法（昭和十四年法律第十六号）は、廃止する。

(経過措置)

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

6 政府は、この法律の施行後の諸事情の推移に応じ、生産事業者の登録に関し、事業協同組合、森林組合その他の者の組織する団体等による登録制度の導入等につき検討するものとする。

附 則（昭和五年七月五日法律第八七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたいものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法

第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十二条、第十五条、第十九条、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第九十九条、第六十条第四項及び第六十条、第六十三条、第七十三条、第七十七條、第七十九條、第八十條、第九十九條、第六十條、第六十三條、第六百六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

(林業種苗法の一部改正に伴う経過措置)

第九十九条 施行日前に第二百八十七条の規定による改正前の林業種苗法（以下この条において「旧林業種苗法」という。）第九十九条の規定により都道府県知事が命令をした場合については、第二百八十七条の規定による改正後の林業種苗法（以下この条において「新林業種苗法」という。）第十九条第二項の規定は、適用しない。

2 施行日前に旧林業種苗法第二十九条の規定により農林水産大臣又は都道府県知事が命令、制限又は禁止をした場合については、新林業種苗法第二十九条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

(国等の事務)

第五百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体、その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合

において、当該処分庁の上級処分庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)
第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一一年二月二日法律第一八九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第七条及び第八条の規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一六年六月九日法律第八四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一六年二月一日法律第一五〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。
（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年三月三〇日法律第八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六七号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日
（処分等の効力）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であってこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附 則（平成二八年五月二〇日法律第四四号）
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

1.
2.
3.
4.
5.
6.
7.
8.
9.
10.

2. 林業種苗法施行令

(昭和四十五年政令第百九十四号)
最終改正 (平成十一年政令第四百十六号)

内閣は、林業種苗法 (昭和四十五年法律第八十九号) 第二条第一項、第十条第三項及び第十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(政令で定める樹種)

第一条 林業種苗法 (以下「法」という。) 第二条第一項の政令で定める樹種は、すぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ、からまつ、えぞまつ、とどまつ及びりゅうきゅうまつとする。

(生産事業者の登録の方法)

第二条 法第十条第三項の規定によつてする同条第一項の登録は、都道府県知事が生産事業者登録簿に同条第二項第一号から第六号までに掲げる事項並びに登録番号及び登録年月日を登録してするものとする。

(講習会の開催の公告)

第三条 都道府県知事は、法第十条第三号イの講習会 (以下「講習会」という。) を開催しようとするときは、講習会の開催予定日の二十日前までに、開催の日時及び場所その他講習会の開催に関し必要な事項を公告しなければならない。

(講習会における講習方法)

第四条 講習会における講習は、次の各号に掲げる事項について行なうものとし、その講習時間は、当該各号に掲げる時間を下らないものとする。

- 一 種苗に関する法令 二時間
 - 二 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間
 - 三 種苗の生産技術に関する事項 二時間
- 2 講習会における講習は、前項の規定によるほか、農林水産大臣の定める講習要目に準拠して行なうものとする。

(生産事業者の登録等に係る他の都道府県の知事への通知)

第五条 都道府県知事は、法第十条第一項の登録をした場合又は法第十三条第一項の規定による変更の届出があつた場合において、当該登録又は届出に係る生産事業者の事業所又は生産事業に係る種苗の採取若しくは育成の場所が他の都道府県の区域内にあるときは、当該登録又は届出に係る事項を当該他の都道府県の知事に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、法第十三条第三項の規定により生産事業を廃止した旨の届出があつた場合又は法第十五条第一項の規定により登録を取り消した場合において、当該届出又は取消しに係る生産事業者の事業所又は生産事業に係る種苗の採取若しくは育成の場所が他の都道府県の区域内にあるときは、その旨を当該他の都道府県の知事に通知しなければならない。

(配布事業者の届出に係る他の都道府県の知事への通知)

第六条 都道府県知事は、法第十七条第一項又は第二項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る配布事業者の事業所が他の都道府県の区域内にあるときは、当該届出に係る事項を当該他の都道府県の知事に通知しなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日 (昭和四十六年二月一日) から施行する。ただし、第三条及び第四条並びに附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(林業種苗法施行令の廃止)

2 林業種苗法施行令 (昭和十五年勅令第十一号) は、廃止する。

附 則 (昭和四十七年五月二日政令第一九九号) 抄

この政令は、沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日 (昭和四十七年五月十五日) から施行する。

附 則 (昭和五十七年七月五日政令第二八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十一年二月二日政令第四一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(林業種苗法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 この政令の施行前に整備法第二百八十七条の規定による改正前の林業種苗法 (昭和四十五年法律第八十九号) 第十条第一項の登録をした場合、同法第十三条第一項の規定による変更の届出があつた場合、同条第三項の規定により生産事業を廃止した旨の届出があつた場合、同法第十五条第一項の規定により登録を取り消した場合又は同法第十七条第一項若しくは第二項の規定による届出があつた場合については、第二十八条の規定による改正後の林業種苗法施行令第五条及び第六条の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第二十二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3. 林業種苗法施行規則

(昭和四十五年農林省令第四十号)
最終改正 (令和三年農林水産省令第二十三号)

林業種苗法 (昭和四十五年法律第八十九号) の規定に基づき、及び同法を実施するため、林業種苗法施行規則を次のように定める。

(有種母樹、普通母樹等の指定基準)

第一条 林業種苗法 (以下「法」という。) 第三条第一項の農林水産省令で定める基準は、別表のとおりとする。

(指定の公示等)

第二条 法第五条第一項の規定による公示は、次に掲げる事項につきするものとする。

- 一 指定番号及び指定年月日
- 二 指定採取源の種別
- 三 樹種
- 四 所在場所
- 五 本数及び樹木の集団を指定する場合にあつては面積
- 六 法第三条第三項の所有者等の氏名又は名称及び住所

2 法第五条第一項の規定による公示は、農林水産大臣がするものにあつては省令の公布と同一の方法により、都道府県知事がするものにあつては条例の公布と同一の方法によつてするものとする。

3 法第五条第一項の規定による通知は、第一項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した書面を送付してするものとする。

第三条 削除

(伐採の許可の申請)

第四条 法第七条第一項の規定による許可を受けようとする者は、伐採をしようとする日の六十日前までに、別記様式第一号による伐採許可申請書に伐採しようとする樹木の位置を明示した図面を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

(特別母樹等の伐採の届出)

第五条 法第七条第二項の規定による届出は、伐採を開始する日の三十日前までに (同項第二号に掲げる場合に該当して伐採した場合にあつては、伐採の終つた日から三十日以内に)、別記様式第二号による伐採届出書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

(特別母樹等の伐採の許可を要しない場合)

第六条 法第七条第三号の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 人の生命又は身体に対する危害を防止するための砂防法 (明治三十年法律第二十九号) 第一条の砂防工事、森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第四十一条の保安施設事業、地すべり等防止法 (昭和三十三年法律第三十号) による地すべり防止工事若しくはほた山崩壊防止工事、河川法 (昭和三十三年法律第六十七号) 第八条の河川工事又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号) 第二条第三項の急傾斜地崩壊防止工事を実施するため伐採する場合
- 二 法令又はこれに基づく処分により施設の保守の支障となる立木を伐採する場合であつて、当該伐採を行なわなければならない人の生命又は身体に対する危害を防止することができなくなるとき。

(有種母樹、普通母樹等の伐採の届出)

第七条 法第七条第三項の規定による届出は、伐採を開始する日前九十日から三十日までの間に (同条第二項第二号に掲げる場合に該当して伐採した場合にあつては、伐採の終つた日から三十日以内に)、別記様式第三号による伐採届出書を提出してしなければならない。

(損失補償の請求)

第八条 法第八条第二項の規定による請求は、毎年十二月二十日までに、別記様式第四号による損失補償請求書 (三通) を農林水産大臣に提出してしなければならない。

(指定の解除の公示等)

第九条 第二条の規定は、法第九条第四項において準用する法第五条第一項の規定による公示及び通知について準用する。

(登録の申請)

第十条 法第十条第一項の登録を受けようとする者は、別記様式第五号による登録申請書 (法人にあつては、別記様式第五号による登録申請書並びに定款並びに主たる事務所の所在地及び役員に関する登記事項証明書) を提出しなければならない。

2 法第十条第二項第七号の農林水産省令で定める事項は、生産事業に係る苗畑面積とする。

(登録証の様式)

第十一条 法第十二条第一項の登録証の様式は、別記様式第六号による。

(生産事業者の届出等)

第十二条 法第十三条第一項の規定による届出及び書替交付の申請は、登録証の記載事項に変更を生じた日から三十日以内に、別記様式第七号による書替交付申請書を提出してしなければならない。

2 法第十三条第二項の規定による届出及び再交付の申請は、別記様式第八号による再交付申請書を提出してしなければならない。

3 法第十三条第三項の規定による届出は、法第十条第二項第一号の代表者の氏名若しくは同項第六号に掲げる事項に変更を生じた場合又は生産事業を廃止した場合において、その変更を生じた日又は生産事業を廃止した日から三十日以内に、別記様式第九号による届出書を提出してしなければならない。

(公告の方法)

第十三条 法第十六条第一項及び第二項の規定による公告は、都道府県の掲載、インターネットの利用その他の適切な方法によつてするものとする。

(配布事業者の届出)

第十四条 法第十七条第一項の規定による届出は、別記様式第十号による配布事業者届出書を提出してしなければならない。

2 法第十七条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 配布事業の内容
- 二 配布事業の開始年月日

第十五条 法第十七条第二項の規定による届出は、届出事項に変更を生じた日又は配布事業を廃止した日から三十日以内に、別記様式第十一号による届出書を提出してしなければならない。

2 法第十七条第二項の農林水産省令で定める事項は、前条第二項第一号及び第三号に掲げる事項とする。(生産事業者表示票の添付方法)

第十六条 法第十八条第一項の生産事業者表示票は、容器又は包装を用いる場合にあってはその外部の見やすい場所に、針金で結びつける方法その他容器又は包装から容易に離れない方法で添付し、容器及び

1.
2.
3.
4.
5.
6.
7.
8.
9.
10.

包装を用いない場合にあっては各荷口又は各箇の見やすい場所に添付しなければならない。

（生産事業者が表示書を交付することができる場合）

第十七条 法第十八条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、生産事業者が種苗を造林の用に供する者にその採取又は育成の場所において同ただし書の書面を添えて種苗を直接配布する場合とする。

（生産事業者表示票の記載事項）

第十八条 法第十八条第一項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 種苗の数量
 - 二 種穂にあってはその採取の年月、苗木にあってはその苗齢
 - 三 指定採取源から採取された種穂又はこれから育成された苗木にあっては、指定採取源の指定番号
- （配布事業者表示票の添付方法）
- 第十九条** 法第十八条第二項の規定による配布事業者表示票の添付については、第十六条の規定を準用する。

（配布事業者が表示書を交付することができる場合）

第二十条 法第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める場合は、配布事業者が種苗を造林の用に供する者に容器若しくは包装を開き若しくは変更し、又は容器に入れ若しくは包装する場所において同ただし書の書面を添えて種苗を直接配布する場合とする。

（生産事業者表示票又は配布事業者表示票に記載することができる事項）

第二十一条 法第十八条第三項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 種苗の銘柄（当該種苗の特性を表す用語を含む。）
- 二 種子にあっては発芽率並びにその鑑定機関名及び鑑定年月日、苗木にあっては根元径及び苗長についての規格並びにその検査機関名及び検査年月日
- 三 生産事業者の登録番号
- 四 生産事業者又は配布事業者が所属する団体の名称
- 五 都道府県知事が種苗につき特に定めている名称、略号その他の表示事項
- 六 種苗の生産国名その他輸入又は輸入に際して通常付される表示事項
- 七 増殖した特定母樹（森林の間伐等の実施に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第二条第二項に規定する特定母樹をいう。）から採取された種穂であるかどうかの別
- 八 当該生産事業者表示票又は配布事業者表示票に記載された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）

（是正命令をした場合の通知）

第二十一条の二 法第十九条第二項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面を送付してするものとする。

- 一 生産事業者又は配布事業者の別
- 二 生産事業者の場合にあっては、その登録番号及び登録年月日
- 三 生産事業者又は配布事業者の氏名又は名称及び住所
- 四 是正命令の内容
- 五 是正命令を行った年月日

（証明の区分）

第二十二条 法第二十条第一項又は第二項の規定による証明は、その証明を受けようとする種苗の種類に

より、種子の証明、穂木の証明、幼苗の証明及び幼苗以外の苗木の証明とする。

（証明の申請）

第二十三条 法第二十条第一項又は第二項の証明を受けようとする者は、その種苗に係る指定採取源ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる行為に着手する日の三十日前までに、特別母樹又は特別母樹林に係る種穂又は苗木の証明にあっては農林水産大臣に、育種母樹、育種母樹林、普通母樹又は普通母樹林に係る種穂の証明にあってはその種穂を採取する指定採取源の所在場所を管轄する都道府県知事に、育種母樹、育種母樹林、普通母樹又は普通母樹林に係る苗木の証明にあってはその苗木を育成する場所を管轄する都道府県知事に申請しなければならない。

- 一 種子の証明 指定採取源からのきゆう果の採取
- 二 穂木の証明 指定採取源からの穂木の採取
- 三 幼苗の証明 法第二十条第四項の証明書又は国若しくは都道府県が指定採取源から採取した旨の生産事業者表示票が添付されている種穂（次号及び第二十五条において「証明種穂」という。）のは種又はさし付け

四 幼苗以外の苗木の証明 証明種穂のは種若しくはさし付け又は法第二十条第四項の証明書若しくは国若しくは都道府県が指定採取源から種穂を採取し、これから育成した旨の生産事業者表示票が添付されている幼苗（第二十五条において「証明幼苗」という。）の床替え

（農林水産大臣がする証明の申請手数料）

第二十四条 前条の規定により農林水産大臣に申請する場合における証明申請手数料は、証明申請一件につき四千元に次に掲げる額を合算した額に相当する収入印紙を申請書に貼つて納付するものとする。

- 一 種穂については、種子にあっては一キログラムにつき八百円として、穂木にあっては一万本につき七百円として計算した額
 - 二 苗木については、幼苗にあっては一万本につき六百円として、幼苗以外の苗木にあっては一万本につき九百円に証明に係る事実の確認の回数に乗じて得た額として計算した額
- （証明に係る事実の確認の方法）

第二十五条 法第二十条第三項の農林水産省令で定める方法は、農林水産大臣又は都道府県知事が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事実につき、その職員に、立会して確認させることとする。

- 一 種子の証明 指定採取源からのきゆう果の採取、その精選及び種子を容器に入れること。
- 二 穂木の証明 指定採取源からの穂木の採取及びその包装
- 三 幼苗の証明 証明種穂のは種又はさし付け及び幼苗の包装
- 四 幼苗以外の苗木の証明 証明種穂のは種若しくはさし付け又は証明幼苗の床替え、幼苗の床替え及び幼苗以外の苗木の包装

（証明）

第二十六条 農林水産大臣又は都道府県知事は、その職員に、前条各号に掲げる事実のすべてを確認させたときは、その種苗の容器又は包装に封印を施させ、かつ、その容器又は包装の外部に法第二十条第四項の証明書を添付させるものとする。

2 法第二十条第四項の農林水産省令で定める証明書の様式は、別記様式第十二号とする。

（種子を採取すべき時期の指定）

第二十七条 法第二十三条の規定による種子を採取すべき時期の指定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期日以降の日を毎年の種子を採取すべき最初の日として定めてするものとする。

- 一 すき、ひのき、あかまつ、くろまつ及びびりゅうきゆうまつ 九月二十日

この省令は、沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附 則（昭和四十九年八月二二日農林省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年七月五日農林省令第四九号） 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年一月二二日農林水産省令第五四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年四月一四日農林水産省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年四月一日農林水産省令第二一号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正前の肥料取締法施行規則、植物防疫法施行規則、農薬取締法施行規則、農薬価格安定法施行規則、商検定規則、農業機械化促進法施行規則、大豆なたね交付金暫定措置法施行規則、生糸検査規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検査規則、家畜伝染病予防法施行規則、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則、家畜取引法施行規則、動物用医薬品等取締規則、家畜商法施行規則、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のものと並びに暫定税率を適用しない馬の証明書の発給に関する省令、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則、卸売市場法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、食糧管理法施行規則、林業種苗法施行規則、漁船法施行規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばつり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるさわいがに等漁業の取締りに関する省令、いかつり漁業の取締りに関する省令、すわいがに漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるつぶ漁業の取締りに関する省令、大西洋の海域におけるはえなわ等漁業の取締りに関する省令、かじき等流し網漁業の取締りに関する省令、いか流し網漁業の取締りに関する省令、黄海及び東支那海の海域におけるふぐはえなわ漁業の取締りに関する省令、べにすわいがに漁業の取締りに関する省令及び小型まぐろはえ縄漁業の取締りに関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。
- 3 平成六年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

附 則（平成六年四月一三日農林水産省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年一月一三日農林水産省令第七六号） 抄

（施行期日）

- 二 からまつ及びとどまつ 九月一日
- 三 えぞまつ 九月十日
- 2 法第二十三条の規定による種子を採取すべき時期の指定は、条例の公布と同一の方法によつて告示しするものとする。

（種穂の採取の禁止）

第二十八条 法第二十三条の規定による種穂の採取の禁止は、同様の気候その他の自然条件の下で生育している樹木からみて、材積成長量がきわめて小さい樹木であつて、幹がわん曲していること、枝が太いことその他林業用の樹木としてのきわめて好ましくない特徴を備えているもの又はこれらの樹木がその五十パーセント以上を構成している樹木の集団について、その所在場所を明らかにしてするものとする。

2 前条第二項の規定は、法第二十三条の規定による種穂の採取の禁止について準用する。

（配布区域の指定方法）

第二十九条 法第二十四条第一項の規定による配布区域の指定は、種苗の樹種別に、一定の生産区域との対応を明らかにして、告示をもつてするものとする。

（帳簿の記載方法等）

第三十条 法第二十六条の帳簿には、暦年ごとに区分して同条の記載事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿の保存期間は、五年とする。

（帳簿の記載事項）

第三十一条 法第二十六条の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 種苗の種類

二 種苗の配布に係る相手方の氏名又は名称及び住所

（立入検査職員の証明書）

第三十二条 法第二十八条第二項の証明書は、別記様式第十三号による。

（監督処分をした場合の通知）

第三十三条 法第二十九条第二項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面を送付してするものとする。

一 生産事業者又は配布事業者の別

二 生産事業者の場合にあつては、その登録番号及び登録年月日

三 生産事業者又は配布事業者の氏名又は名称及び住所

四 監督処分の内容

五 監督処分を行つた年月日

2 前項の規定は、法第二十九条第三項において準用する法第十九条第二項の規定による通知について準用する。

附 則 抄

（施行期日）

1 この省令は、法の施行の日（昭和四十六年二月一日）から施行する。

（林業種苗法施行規則の廃止）

2 林業種苗法施行規則（昭和十五年農林省令第二号）は、廃止する。

附 則（昭和四十七年五月一三日農林省令第二九号） 抄

第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一一年一月一一日農林水産省令第一号) 抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正前の土地改良法施行規則、獣医師法施行規則、家畜等の無償貸付及び譲与等に関する省令、肥料取締法施行規則、病菌害虫防除用機具貸付規則、植物防疫法施行規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検査規則、農薬取締法施行規則、農産物検査法施行規則、家畜伝染病予防法施行規則、専門技術員資格試験等に関する省令、農業機械化促進法施行規則、養鶏振興法施行規則、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばつり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、林業種苗法施行規則、卸売市場法施行規則、漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定第一条1の日本国沿岸の地先沖合の公海水域における漁業の操業の調整に関する省令、分収林特別措置法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令、野菜栽培用の豆の証明書の発給に関する省令、ナシ枝枯細菌病菌の緊急防除を行うために必要な措置に関する省令及びびイモゾウムシの緊急防除に関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成十一年三月三十一日までの間は、これを使用することができ。
- 4 平成十一年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

附 則 (平成一二一年一月三一日農林水産省令第五号) 抄

- (施行期日)
- 第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
- (林業種苗法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 第五条 この省令の施行の際現に交付されている林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第二十条第四項の証明書の様式については、なお従前の例による。

附 則 (平成一三年三月三〇日農林水産省令第七二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二八日農林水産省令第二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年三月一八日農林水産省令第一八号)

この省令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附 則 (平成一七年三月七日農林水産省令第一八号)

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則 (平成一九年五月二二日農林水産省令第五四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の林業種苗法施行規則別記様式第十五号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の林業種苗法施行規則別記様式第十五号によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成二五年八月一日農林水産省令第五六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができ。

附 則 (令和元年二月一六日農林水産省令第四七号)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則 (令和二年二月二一日農林水産省令第八三号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができ。

附 則 (令和三年三月三一日農林水産省令第二三号)

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

別表

指定採取源の種別	基準
一 有種母樹	全国的な水準と比較して材積成長量及び形質の特にすぐれた樹木（以下「優良樹木」という。）のクローン（一本の樹木からさし木、つぎ木等無性繁殖の方法によつて繁殖した樹木の群をいう。以下同じ。）に属する樹木であつて、優良な穂木を採取するために育成したものであること。
二 有種母樹林	次に掲げる要件のいずれかを備えているものであること。 （一） 優良樹木のクローンに属する樹木であつて、優良な穂木を採取するために育成したものの集団であること。 （二） 優良樹木又は耐寒性、耐乾性、耐雪性等の特性を有する樹木のクローンに属する樹木で、優良な種子を採取するために育成されたものの集団であつて、次の要件を備えているものであること。 イ 附近の優良樹木以外の樹木との交配が避けられるように隔離されていること。 ロ 均等に交配するように九クローン（交配により優良樹木が生じることが明らかなる場合にあつては、二クローン）以上の樹木が混植されていること。
三 普通母樹	（一） 穂木の採取の用に供するものにあつては、指定後十年間以上穂木の採取が可能な五年生以上の樹木であつて、同様の気候その他の自然条件の下で生育している樹木からみて、材積成長量が平均より大きく、かつ、幹の通直性、真円性、細枝性、自然落枝性その他林業用の樹木としての特性（以下「林業用樹木としての特性」という。）を数多く備えている系統に属するものとしての特徴を受け継いでいると認められるものであること。 （二） 種子の採取の用に供するものにあつては、森林法の規定による市町村森林整備計画において定められている標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）以上の樹木であつて、同様の気候その他の自然条件の下で生育している樹木からみて、材積成長量がきわめて大きいもの又は材積成長量が平均より大きく、かつ、林業用樹木としての特性が極めて優れているものであること。
四 普通母樹林	（一） 穂木の採取の用に供するものにあつては、三の（一）の基準をみたく樹木の集団であること。 （二） 種子の採取の用に供するものにあつては、標準伐期齢以上の樹木で、同様の気候その他の自然条件の下で生育している樹木からみて、材積成長量が平均より大きく、かつ、林業用樹木としての特性を数多く備えているものによりその七十五パーセント以上が構成されている集団であつて、法第二十三条の規定により種穂の採取を禁止された樹木又はその集団から一キロメートル以上の距離をもつて隔離されているものであること。

様式第 1 号（日本産業規格 A 4）〔第 4 条〕

伐 採 許 可 申 請 書

農林水産大臣 殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

年 月 日

下記のとおり特別母樹（林）を伐採したいので、林業種苗法第 7 条第 1 項の規定により許可を申請します。

記

指 定 番 号	指 定 年 月 日	主 間 伐 別 伐 採 種 別	伐 面	採 積	伐 本	採 数	伐 材	採 積	伐 採 率	伐 採 予 定 年 月 日	伐 採 の 理 由
			ha		本		m ³		%		

注意事項

1 指定番号、指定年月日、主間伐別及び伐採種別が異なるごとに区分して記載すること。

2 伐採種別欄には、皆伐、択伐の別を記載すること。

3 伐採面積欄は、特別母樹林の主伐の場合に記載し、面積は、小数第 2 位にとどめ、第 3 位以下を四捨五入すること。

4 伐採材積欄には、伐採時の材積を記載し、材積は、小数第 2 位にとどめ、第 3 位以下を四捨五入すること。

5 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。

6 伐採の理由欄には、枯死木の除去等その伐採の理由を記載すること。

7 添附する図面については、申請に係る特別母樹又は特別母樹林の位置及び伐採しようとする樹木の位置を明らかにすること。

第 1 部 巻末資料（法令編） 41

林業種苗法施行規則

1.

2.

3.

4.

5.

6.

7.

8.

9.

10.

様式第2号（日本産業規格A4）〔第5条〕

伐採届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

下記のとおり特別母樹（林）を伐採〔したい〕ので、林業種苗法第7条第2項の規定により届け出ます。

記

指 定 番 号	指 定 年 月 日	主 間 伐 別 伐 採 種 別	伐 面 積	伐 本 数	伐 採 材 積	伐 採 率	伐 採 予 定 日 年 月 日	伐 採 の 理 由
			ha	本	m ³	%		

注意事項

1 指定番号、指定年月日、主間伐別及び伐採種別が異なるごとに区分して記載すること。

2 伐採種別欄、伐採面積欄及び伐採材積欄は、様式第1号の注意事項に準じて記載すること。

3 伐採の理由欄には、適用法令名、非常災害の発生年月日等を記載すること。

様式第3号（日本産業規格A4）〔第7条〕

伐採届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

下記のとおり〔青種母樹（林） 普通母樹（林）〕を伐採〔したい〕ので、林業種苗法第7条第3項の規定により届け出ます。

記

指 定 番 号	指 定 年 月 日	主 間 伐 別 伐 採 種 別	伐 面 積	伐 採 材 積	伐 採 本 数	伐 採 材 積	伐 採 率	伐 採 予 定 日 年 月 日	伐 採 の 理 由
			ha		本	m ³	%		

注意事項

1 指定番号、指定年月日、主間伐別及び伐採種別が異なるごとに区分して記載すること。

2 伐採種別欄、伐採面積欄及び伐採材積欄は、様式第1号の注意事項に準じ、伐採の理由欄については様式第2号の注意事項に準じて記載すること。

1.
2.
3.
4.
5.
6.
7.
8.
9.
10.

様式第5号（日本産業規格A4）〔第10条〕

登録申請書

年 月 日

殿

住所
氏名
生年月日

下記により生産事業者の登録を受けたいので、林業種苗法第10条第3項の各号に該当しないことを誓約し、同法第10条第2項の規定により申請します。

記

氏名及び住所 （法人にあって、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）				
生産事業の内容	種	穂	イ 採取	ロ 精選
	苗	木	イ 幼苗の育成	ロ 幼苗以外の苗木の育成
事業所の名称及び所在地				
生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所	種	穂	都道府県	市 町 村
	苗	木	都道府県	市 町 村
生産事業の開始年月日	年 月 日			
講習会修了者の氏名及び住所	都道府県 市 町 村			
苗畑面積				

注意事項
1 生年月日は、登録を申請しようとする者が法人の場合にあっては記載しないこと。
2 生産事業の内容欄は、該当するものを○で囲むこと。
3 事業所の名称及び所在地欄、生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所欄及び講習会修了者の氏名及び住所欄は、該当するものが2以上ある場合には、そのすべてについて記載すること。ただし、記載しきれないときは、その旨を明記し、別添してよい。
4 法第10条第3項の各号のいずれかに該当する場合には申請されても登録できないことがある。また、登録された後にその事実が明らかになった場合には登録を取り消されることがある。

様式第4号（日本産業規格A4）〔第8条〕

損失補償請求書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

円を

下記の特別母樹（林）に係る 年度分の損失補償金として金 請求します。

記

指定番号	指定年月日	樹種	所在場所	本数
				本

注意事項
損失額明細書を添附すること。

様式第6号（日本産業規格A4）〔第11条〕

登録番号

登録年月日

年

月

日

登録証

氏名または名称及び住所

生産事業の内容

事業所の名称及び所在地

生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所
林業種苗法第10条第3項の規定により上記のとおり登録したことを証明する。

年

月

日

都道府県知事

様式第7号（日本産業規格A4）〔第12条〕

書替交付申請書

年

月

日

殿

登録番号

登録年月日

年

月

日

住所

氏名

下記のとおりに生産事業の登録証の記載事項に変更を生じたので、林業種苗法第13条第1項の規定により登録証の書替交付を申請します。

記

1

変更年月日

年

月

日

2

変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
事業所の名称及び所在地		
生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所		

様式第 8 号（日本産業規格 A 4）〔第 12 条〕

再 交 付 申 請 書

殿

住所
氏名

年 月 日

下記の生産事業の登録証が滅失（汚損）したので、林業種苗木法第 13 条第 2 項の規定により登録証の再交付を申請します。

記

1 登録番号

2 登録年月日

年 月 日

様式第 9 号（日本産業規格 A 4）〔第 12 条〕

I 申請事項に変更を生じた場合

代 表 者 等 変 更 届 出 書

殿

登録番号
住所
氏名

登録年月日

年 月 日

下記のとおり林業種苗木法第 13 条第 3 項に規定する事項に変更を生じたので、同項の規定により届け出ます。

記

1 変更年月日

2 変更した事項

年 月 日

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名		
講習会修了者の氏名及び住所		

II 生産事業を廃止した場合

生 産 事 業 廃 止 届 出 書

殿

登録番号
住所
氏名

登録年月日

年 月 日

年 月 日に生産事業を廃止したので、林業種苗木法第 13 条第 3 項の規定により届け出ます。

1.
2.
3.
4.
5.
6.
7.
8.
9.
10.

林業種苗木法施行規則

第 1 部 巻末資料（法令編） 45

様式第 11 号（日本産業規格 A 4）〔第 15 条〕

配 布 事 業 変 更 届 出 書

年 月 日

住所
氏名

I 届出事項に変更を生じた場合

殿

下記のとおり林業種苗法第 17 条第 2 項に規定する事項に変更を生じたので、同項の規定により届け出ます。

記

1 変更年月日

年 月 日

2 変更した事項

変更した事項

変更前

変更後

II 配布事業を廃止した場合

配 布 事 業 廃 止 届 出 書

年 月 日

住所
氏名

殿

年 月 日に配布事業を廃止したので、林業種苗法第 17 条第 2 項の規定により届け出ます。

様式第 10 号（日本産業規格 A 4）〔第 14 条〕

配 布 事 業 者 届 出 書

年 月 日

住所
氏名

生年月日 年 月 日生

殿

下記のとおり配布事業を開始したので、林業種苗法第 17 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

氏 名 及 び 住 所 〔法人にあって、その名称、代表者 の氏名及び主たる事務所の所在地〕	都道 府県	市 郡	町 村
事 業 所 の 所 在 地	都道 府県	市 郡	町 村
配 布 事 業 の 内 容	種 穂	イ 種子の配布	ロ 穂木の配布
	苗 木	イ 幼苗の配布	ロ 幼苗以外の苗木の配布
配 布 事 業 の 開 始 年 月 日	年 月 日		

注意事項

1 事業所の所在地欄は、事業所が 2 以上ある場合には、そのすべてについて記載すること。ただし、記載しきれないときは、その旨を記載し、別添してよい。

2 配布事業の内容欄は、該当するものを○で囲むこと。

様式第12号〔第26条〕

証明番号

種苗の種類

樹種

数量

林業種苗法〔第20条第1項〕の規定によりこの証明書を添付した上記の種苗は、指定採取源（指定番号 所在場所 ）から採取されたであることを証明する。

年 月 日

（農林水産大臣 県

注意事項

1 種苗の種類

次の余白には、「種子」、「穂木」、「幼苗」、「幼苗」又は「幼苗以外の苗木」のいずれか該当するものを記載すること。

2 数量の単位は、きゅう果及び種子にあっては kg と、穂木、幼苗及び幼苗以外の苗木にあっては本とすること。

3 「採取された」の次の余白には、「種子」、「穂木」、「種子から育成された幼苗」、「穂木から育成された幼苗」、「種子から育成された苗木」又は「穂木から育成された苗木」のいずれか該当するものを記載すること。

様式第13号〔第32条関係〕

（表）

官 職 氏 名 生年月日

身 分 証 明 書

年 月 日 発行

写 真

農林水産大臣
（都道府県知事 ）

上記の者は、林業種苗法第28条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。

（裏）

林 業 種 苗 法 （抄）

（立入検査等）

第28条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定採取源、生産事業者の事業所、配布事業者の事業所その他種苗の採取、苗木の育成、種苗の配布若しくは保管に関係がある場所がある場所に立ち入り、樹木若しくはその集団、種苗、その容器若しくは包装若しくは関係書類（その作成又は備付けに代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知意によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は備付けがされている場合における当該電磁的記録を含む。）を調査させ、関係者に質問させ、又は種苗を分析検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立ち入らうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

第33条 次の各号の一に該当する者は、1万円以下の罰金に処する。

一～四 （略）

五 第28条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

種苗の生産配布の帳簿（法第26条、施行規則第31条関係）

この帳簿は、林業種苗法施行規則の一部改正（昭和58年12月26日農林水産省令第54号）で様式は廃止されたが、帳簿の記載事項は、次のとおりである。

年 月 日 種 樹 種苗の種類 数 量 種苗の配布に關わる相手方の氏名または名称及び住所 備 考

記載に当たっては、次の事項に留意すること。

- 1 種苗の種類欄には、きゅう果にあっては「果」、種子にあっては「種」、穂木にあっては「穂」、幼苗にあっては「幼」及び幼苗以外の苗木にあっては「苗」と記入すること。
- 2 数量欄の数量の単位は、きゅう果及び種子にあっては kg と、穂木、幼苗及び幼苗以外の苗木にあっては本とすること。
- 3 種苗の配布に係る相手方の氏名又は名称及び住所欄は、種穂を採取した場合は配をそれぞれ冠して、種苗の配布に係る相手方の氏名又は名称及び住所を記入すること。
- 4 備考欄には、種穂を採取した場合においてはその採取の場所並びにその採取した樹木が指定採取源であるときはその種別及び指定番号を、法第18条第1項ただし書又は同条第2項ただし書の書面を交付して配布する場合においてはその書面の枚数をそれぞれ記入すること。

4. 林業種苗法の施行について

（昭和45年8月31日45林野造第887号農林事務次官通知）
最終改正（令和3年6月30日3林整第319号）

林業種苗法（昭和45年法律第89号。以下「法」という。）は第63特別国会において成立し、昭和45年5月22日付で公布され、講習会の開催に関する規定等一部の規定は昭和45年6月22日から施行され、その他の規定も林業種苗法の施行期日を定める政令（昭和45年政令第193号）により昭和46年2月1日から施行される運びとなつた。これに伴い林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号。以下「令」という。）および林業種苗法施行規則（昭和45年農林省令第40号。以下「規則」という。）が制定、公布されたが、本法の運用については、下記事項にご留意のうえ、遺憾のないようにされたい。

以上、命により通知する。

記

第1 法制定の趣旨について

林業総生産の増大と林業の安定的発展を図るためには、優良な林業種苗による造林を進めることが必須の要件であるが、特に最近においては国内林業生産の停滞と外材輸入の増大に対処して国内林業の生産力の増強を図ることが強く要請されており、この一環として優良な林業種苗による適正かつ円滑な造林の推進を確保することが急務となっている。

また、旧林業種苗法（昭和14年法律第16号）の制定以来既に30年余を経過し、その間に林業種苗の生産、流通の状況、造林の実施状況その他林業種苗を取り巻く諸事情は著しい変化をみせており、特に林業種苗は産地の表示のないまま取引されるのが通例であつたため、最近における造林地の奥地化、種苗流通圏の広域化等に伴い、産地の明らかなでない苗木が遠隔の環境不適地に植栽され、あるいは不良な種苗が造林に供される等によつて、少なからぬ地域において樹木の成育不良、凍害の多発等の事態が生じている。このような現状に鑑み、優良な林業種苗の質量両面の円滑な供給を確保するため、旧林業種苗法を全面的に改め、林業種苗についての優良な採取源の整備、生産事業者の登録、配布する種苗への産地その他必要事項の表示の義務づけ等の措置を講ずることとしたものである。

第2 本法の対象となる者について

1 生産事業者の範囲

生産事業者とは、有償又は無償で配布する目的をもつて種苗を採取し、又は育成する業務を継続かつ反覆して行う者をいい、個人たると法人たるとを問わない。したがつて自己の造林の用に供するため種苗を採取し、又は育成する者は配布の目的を欠くことから本法の対象とならない。

2 配布事業者の範囲

配布事業者とは、他の者が採取し、又は育成した種苗を有償又は無償で配布する業務を継続かつ反覆して行う者をいい、個人たると法人たるとを問わない。

第3 指定採取源について

1 趣旨

優良な苗木は優良な樹木から採取された種穂から育成されるが、この優良な樹木は同一環境条件にある樹木の中から正しい知識、技術基準に従い選定する必要がある。このような趣旨から旧林業種苗法においては行政庁による母樹、母樹林の指定の制度があつたが、同制度においては育種により育成された採種園、採穂園の指定が予定されておらず、また極めて厳しい伐採制限を伴っていること等から必ずしも優良種苗の確保のための制度としては十分機能していなかったため、本法においては実用

種穂の採取源と、これを確保改良するための種穂の供給を目的とする採取源の二態様を設け、前者は、育種母樹及び育種母樹林並びに普通母樹及び普通母樹林（以下「育種母樹、普通母樹等」という。）として伐採届出制とし、後者は特別母樹及び特別母樹林（以下「特別母樹等」という。）として伐採禁止制としたものである。

なお、林木育種事業は遺伝的に優秀な品種を育成し、事業的規模において林木の品種改良を行うため組織的かつ計画的に実施している事業であり、この事業による採種園又は採穂園は質量ともに将来における実用種穂の主要な供給源となるものであるので、育種母樹及び育種母樹林（以下「育種母樹等」という。）として位置づけたものである。

2 指定

(1) 育種母樹、普通母樹等は法第3条第1項の規定により都道府県知事が指定することとなるが、その指定に当たっては、次の事項を考慮するようお願いする。

ア 育種母樹、普通母樹等については、全国森林計画及び地域森林計画を参酌し、各都道府県における造林の見通しに即して今後の造林の推進に必要な種苗を供給するに足る採取源を指定する必要がある。また、自都道府県の種苗の所要量や隣接する都道府県間などの広域的な種苗の流通を念頭に置き、他の都道府県と連携して必要量を指定願いたい。

イ 普通母樹及び普通母樹林（以下「普通母樹等」という。）については、都道府県の区域において自然環境の相違から林木の生育に大きな差異が認められる区域ごとに地帯区分を設け、その区分ごとに今後の造林の動向を勘案して必要量を指定願いたい。

ウ 普通母樹等の指定に当たっては、種穂の採取者の生産活動の便、生産事業者及び造林者の種苗の産地系統の嗜好性をも勘案願いたい。

エ 育種母樹等から生産される種穂の量は今後増加するので、その増加に対応して普通母樹等の指定量を調整願いたい。また、増殖した特定母樹（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第2条第2項に規定する特定母樹をいう。以下同じ。）により構成された採種園、採穂園は、育種母樹等に適切に指定願いたい。

(2) 法第4条第1項の規定による特別母樹等の指定については、別途通知する。

3 保護管理

法第6条の指定採取源の保護又は管理に関する規定は、通常の森林施業による指定採取源の保護又は管理を確保しようとするものであり、同条第2項の運用に当たっては、保護又は管理に関し通常行われる森林施業の範囲内で適切な指導を行うことにより、育種母樹、普通母樹等の指定目的を達成することを旨とし、育種母樹、普通母樹等の所有者等に対し不当な義務を課すことのないようお願いする。

また、特別母樹等についても、現況の把握に留意し、同条第1項の規定による命令を要する事態が発生したときは、遅滞なく通知するようお願いする。

4 伐採の制限

(1) 法第7条第1項の規定により、特別母樹等の所有者等は、農林水産大臣の許可を受けた場合にはこれらの樹木を伐採できることとされているが、次のような場合には、特別母樹等の指定の目的を阻害するおそれがないものとして伐採を許可する方針であるので御し知願いたい。

ア 倒木又は枯死木を伐採する場合

イ 老齢で結実しなくなった樹木を伐採する場合

ウ 森林病害虫等が付着している樹木をそのまん延を防止するため伐採する場合

（森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第3条第1項又は第5条第1項の命令に基づき伐採

する場合を除く。）
工 林齢及び成育状況からみて立木密度が高くそのため結実量低下が顕著な特別母樹林について結実の増加を図る目的で優勢木以外の樹木を伐採する場合
(2) 法第7条の規定により指定採取源の伐採が行われた場合には、遅滞なく、現地の確認を行い、残存指定採取源の現況の把握に努めるようお願いする。

5 特別母樹等についての損失補償
特別母樹等についての損失補償については、別途通知する。

6 指定の解除
(1) 土地収用法その他の法令により土地を収用し、若しくは使用することができるとされている事業の用又はこれに準ずる用に供するために必要な場合には、法第9条第2項に規定する公益上の理由により必要が生じたものとして指定採取源の指定を解除することができ、この場合においても、指定採取源が優良種苗の確保を図る目的で指定された重要性に鑑み必要最小限のものに限り解除するようお願いする。

(2) 育種母樹、普通母樹等の指定を解除したことにより都道府県における今後の造林の推進に必要な種類の量に不足を生じるおそれのある場合には、その不足量を採取し得る樹木又はその集団を育種母樹、普通母樹等に指定するようお願いする。

第4 生産事業者の登録について

1 趣旨
本法において登録制度が採用された理由は、種苗生産事業の適切な運営を確保するとともに、採取源制度及び表示制度の実効を期するために、第一に種苗の生産流通等に関する必要な知識を修得させること、第二に適正な生産配布活動を行っている生産事業者を都道府県知事が確認し、公表すること、第三に特に悪質な生産事業者について営業活動を停止させることができるような登録制度を設ける必要があるためである。

2 講習会

(1) 講習会を開催しようとするときは、令第3条の規定により、開催予定日の20日前までに開催の日時、場所等を公告することとなっているが、開催予定日を定めるに当たっては、種苗生産関係者の大部分が農業との兼業者である実態に鑑み、できるだけ農繁期を避けるよう配慮し、その周知徹底方については、公報及び掲示板に掲載するほか、広く都道府県及び市町村の広報機関を活用するとともに、林業関係団体等にも通知してその協力を求めるようお願いする。

(2) 講習会においては、別紙「講習要目」に準拠して行うようお願いする。

3 生産事業者登録簿

(1) 令第2条の生産事業者登録簿は、種苗の取引の相手方その他の第三者から閲覧の希望があったときは、自由に閲覧できるよう配慮をお願いする。

(2) 生産事業者から法第13条第1項又は第3項の規定により生産事業者登録簿の記載事項に変更があった旨の届出があったときは、遅滞なく、生産事業者登録簿の訂正を行い、法第14条第1項の規定により登録が失効したとき又は法第15条第1項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、生産事業者登録簿の当該生産事業者に係る登録事項を抹消するようお願いする。

4 登録の取消し

法第15条第1項の規定による登録の取消しは、生産事業者の行う生産事業の全面禁止を伴う極めて

厳しい行政処分であり、一方、法第19条の規定による必要な表示の是正や法第29条の規定による配布の制限又は禁止等の措置により本法の目指す法益を守ることと可能な場合がある。したがって、都道府県知事が登録の取消しをしようとするときは、個々の具体的事例に応じ、その必要性の判断に慎重を期すとともに、取消し事由についての立証ができるように証拠の保全等に留意するようお願いする。

5 その他

(1) 本法における登録制度は、登録の有効期間を設けないことから、特に生産事業者の実態の把握及びその指導に十分留意するようお願いする。

(2) 生産事業者の登録に関する事務は、当該生産事業者の住所地を管轄する都道府県知事が行うこととなるが、生産事業者の生産配布活動が他の都道府県の区域に及ぶ場合には、関係都道府県知事間で十分な通報、連絡を行うことによりその活動の全体を把握し、その指揮監督を行うようお願いする。

第5 配布事業者の届出について

1 生産事業者の兼業

生産事業者が自らの生産に係る種苗のほか他に他の者の生産に係る種苗をあわせ配布する場合には、生産事業者の登録を受けるほか、法第17条第1項の届出を行うことを要することとなるので、この旨周知するようお願いする。

2 その他

配布事業者の届出や届出事項の変更の届出等に関する事務は当該配布事業者の住所地を管轄する都道府県知事が行うこととなるが、配布事業者の配布活動が他の都道府県に及ぶ場合には関係都道府県知事間で十分な通報連絡を行うことにより、その事業活動の全体を把握し、その指導監督を行うようお願いする。

第6 表示制度について

1 趣旨

林業種苗の特性として種苗の外観等からは産地、系統等の判別が困難であるため、造林地の環境条件に適合した産地、系統等の明らかな優良種苗の供給を確保することを目的として配布用種苗について産地その他必要事項の表示を義務づけることとしたものである。したがって、本制度はとくに造林者の理解をもつてはじめてその目的を達成し得るものであるもので、生産事業者及び配布事業者に対してはもろろん、造林者及びその関係団体等にも十分その趣旨の徹底が図られるようお願いする。

2 表示書を交付することができる場合

法第18条第1項及び同条第2項の規定により生産事業者が、その採取又は育成に係る種苗を配布するとき及び配布事業者が種苗をその容器若しくは包装を開き若しくは変更して配布するとき、容器若しくは包装のない種苗を容器に入れ若しくは包装して配布するとき又は生産事業者表示票の添付されていない種苗を配布するときは、当該種苗の容器又は包装の外部に表示票を添付しなければならいこととされているが、この例外として、これらの者が表示票を添付せずに表示書を交付して種苗を配布することとができる場合は、規則第17条及び規則第20条に定められている。これらの規定が設けられた趣旨は、これらの場合においては、当該種苗の産地、系統等が不明確になるおそれがないことから特に表示票を添付せずに種苗を配布することを認めたものであるもので、関係団体等を通じ、その趣旨を周知させ、これらの規定について特に厳格な運用が行われるよう指導をお願いする。

3 表示票に記載できる事項

(1) 法第18条第3項の規定により表示票に記載することができる事項については、同条第1項及び第2項の規定により記載しなければならない事項を記載した余白に記載することとなるが、これらの事項の

1.
2.
3.
4.
5.
6.
7.
8.
9.
10.

記載順序、配列等が不統一になることは好ましくないので、できるだけ統一するよう関係団体等を指導するようお願いする。

(2) 規則第21条で定めている表示票に記載することができるときの事項のうち、種苗の銘柄、苗木の根元径及び苗長についての規格についてはできるだけ統一されるよう指導願いたい。また、同条第5号の規定により都道府県知事が種苗につき時に定めている名称、略号等を表示票に記載することができるとこととされてはいるが、これは従来一部の都道府県において、「需給苗」「確認苗」等の表示事項を用いていることを考慮し、特に都道府県知事が定めているものに限って表示票に記載できるとこととしたものであるのと、御了解願いたい。さらに、同条第7号の規定により、増殖した特定母樹から採取された種穂であるかどうかの別等を記載できることとされているが、これは生産事業者や造林者等がこれらの種苗を容易に識別できるようにし、これらの種苗の一層の普及を図ろうとするものである。生産事業者及び配布事業者に対し適切に指導願いたい。このほか、同条第8号の規定により、造林者が多様な情報媒体で種苗の情報を入手できるようにウェブサイトのアドレスを記載できるとこととしているので、積極的に表示が行われるよう周知をお願いする。

第7 証明制度について

法第20条の規定による証明は、種穂が指定採取源から採取されたこと又は苗木が指定採取源から採取された種穂から育成されたことについての事実を確認することを内容とするものであって、それらの種苗が造林の用に供された場合に優良な生育を示すことについてまで直接に保証しようとするものではない。このことは種苗生産者、造林者等に誤解を招きやすい点であるので十分趣旨の徹底を図るようお願いする。

第8 種穂の採取についての努力義務について

法第22条において、生産事業者は種穂を採取するときは指定採取源から採取するように努めなければならないものとされているが、この規定は指定採取源以外からの種穂の採取を禁止することを内容とするものではない。このように指定採取源からの種穂の採取について努力義務を課すにとどめたのは、指定採取源以外からの採取を禁止することは取締上その完全な実効を期しがたいこと、法第23条により劣悪な種穂が採取されるおそれのある樹木又はその集団からの採取を禁止することができるとこととなっており、表示制度の徹底に伴い造林者側からの選好によるものである。しかし、造林者側の選好は少なくなっていること、表示制度の期間が必要と思われるので、生産事業者に対し指定採取源から種穂を採取するようには、なお相当の期間が必要と思われるので、生産事業者に申し指定採取源から種穂を採取するよう積極的に指導するようお願いする。

第9 種子の採取時期の指定について

法第23条の規定により都道府県知事は種穂を採取すべき時期を指定することができることとなっているが、この場合における種子を採取すべき時期の指定は、規則第27条に定めている範囲内で、都道府県の管内において気候条件等が著しく異なる地域がある場合にはこれらの地域ごとに時期を定める等実態に即して行うようお願いする。

第10 種苗の配布区域の指定について

法第24条の規定による種苗の配布区域については、気候、土壌条件、造林成績等を踏まえて行っているものであるが、物流網の発達等により遠隔地の種苗の入手も容易となっていることから、配布区域以外の区域を受取地とする種苗の配布が行われないよう、周知をお願いする。また、当該規定は、配布区域内の都道府県間の種苗の流通を妨げるものではないので、種苗の生産、流通等に関し、他の都道府県と連携を図るようお願いする。

第11 帳簿の備付けについて

種苗の取引を公正明朗化し、生産事業者等に対する配布用種苗についての表示の義務づけ、配布区域の制限、証明のための確認等の制度の実施を確実にするため、法第26条の規定により生産事業者及び配布事業者は帳簿を備え、種苗を採取し、他の者から配布を受け、又は配布したときは、そのつど、これに所定の事項を記載しなければならないうこととされたが、生産事業者及び配布事業者の大部分がこのような事務に不慣れであり、帳簿の記載に当たって不備な点が多いものと予想されるので、特段の指導をお願いする。

第12 国及び都道府県の援助について

法第30条は、優良な種苗の供給の確保及びその普及についての行政庁の姿勢を示したものであるが、種苗の生産、流通等の実態からみて、本法で規定する諸制度の実施とあわせて、従来国及び都道府県が行っている需給情報の共有その他優良種苗確保のための施策をさらに強力に推進することが必要と考えられるので、各都道府県においてもこれらの措置の拡充強化を図るようお願いする。

別紙

講習要目

1 種苗に関する法令

(1) 要目

林業種苗法、同法施行令、同法施行規則、森林法並びに種苗の生産、流通等に関する都道府県の条例及び規則

(2) 指導要領

法令の説明に当たっては、努めて平易に実例をあげて行うこと。特に、林業種苗法令については、造林事業の実施状況等これを制定するに至った背景を説明することによりその趣旨の徹底を図ること。

2 種苗の産地及び系統に関する事項

(1) 要目

種苗の産地及び系統の意義、林木育種の体系並びに産地及び系統の区分及びその判別方法

(2) 指導要領

樹木の繁殖方法からくる遺伝の特性を図解して説明することにより種苗の産地及び系統の意義並びに林木育種体系の特徴を明らかにするとともに種苗の産地及び系統並びに育種種苗が林業に与える影響を講習すること。また、産地及び系統の区分並びにその判別方法については、その地方の主要母樹、在来系統、育種種苗等を例示して講習すること。

3 種苗の生産技術に関する事項

(1) 要目

種穂の採取及び貯蔵並びに苗木の育成の方法

(2) 指導要領

その地域の気候、土壌条件等からみて適当と思われる種穂の採取及び貯蔵の方法並びに苗木の病害虫の早期発見とその防除、肥培管理等の方法について具体的に説明すること。

5. 林業種苗法の運用について

(昭和45年10月9日45林野造第1246号林野庁長官通知)
最終改正 (令和3年6月30日3林整第318号)

さきに公布された林業種苗法(昭和45年法律第89号。以下「法」という。)の施行については、「林業種苗法の施行について」(昭和45年8月31日付け林野造第887号事務次官通知。以下「次官通知」という。)
により通知されたところであるが、同法の実施にあたっては、さらに、下記事項にご留意のうえ遺憾のないようにされたい。

記

第1 定義について

この通知においては「育種母樹等」、「普通母樹等」、「特別母樹等」及び「育種母樹、普通母樹等」の用語の定義については、次官通知の当該用語の定義によるものとする。

第2 対象樹種について

林業種苗法施行令(昭和45年政令第194号。以下「令」という。)第1条に規定されている樹種のうち、
からまつ又はえぞまつには、従前どおりそれぞれぐいまつ又はあかえまつを含めて取り扱うこととする。

第3 指定採取源について

1 指定

- (1) 次官通知の第3の2の(1)のイの地帯区分を行うに際しては、海拔高、降水量、積雪量、気温、基岩、土壌型等の因子のうち都道府県における造林事業の実施上特に必要とする因子を考慮してするものとする。
 - (2) 法第3条第3項の規定による指定に係る樹木又はその集団の所有者等の意見の聴取に当たっては、当該樹木等の施業計画を聞くとともに、指定採取源制度の趣旨を説明することにより所有者等の協力を得るよう努めるものとする。この場合において、所有者等の意見の内容、意見を聴取した年月日等必要事項を記録しておくようお願いする。
 - (3) 民有林において必要とする指定採取源の量を確保することが困難な場合に国有林野の管理経営に關する法律(昭和26年法律第246号)第2条に規定する国有林野及び旧公有林野官行造林法(大正9年法律第7号)第1条の契約に係る森林の樹木又はその集団を普通母樹等に指定しようとするときは、当該樹木又はその集団を管理する森林管理局長と協議するものとする。
 - (4) 他の法令に基づく施業制限がある樹木又はその集団を普通母樹等に指定しようとする場合には、種穂の採取の方法がその施業制限に反しないものに限るものとする。
 - (5)ア 「育種母樹、普通母樹等」を指定したときには、指定採取源の種別(例「普通母樹」、「育種母樹林」、指定番号及び指定者名を記載した標識を設置するようお願いする。
イ アの指定番号には、指定者名の略号、指定採取源の種別(育種母樹等)にあつては「育」、普通母樹等)にあつては「普」並びに指定年度及びその指定年度ごとの通し番号を付すものとする。
例「東京 育 45-26」
- 2 保護管理
- (1) 法第6条第2項の有害な行為とは、指定目的の達成に支障を及ぼすおそれのある樹木の損傷、土石の採取、土地の掘削、樹脂又は樹根の採取等の行為を指すものとする。
 - (2) 法第6条第2項に基づく育種母樹、普通母樹等の保護又は管理のための指示を行うに当たっては、措

置すべき内容、期限等を明示するとともに、その措置状況について確認するようお願いする。

3 特別母樹等の伐採

都道府県の事務の自治事務化に伴い、法第7条第1項の規定による許可を受けようとする場合の伐採許可申請書の提出は、農林水産大臣宛に直接行うこととなるので、特別母樹等の所有者等への周知と指導をお願いする。

4 指定の解除

法第7条第3項の規定により、育種母樹、普通母樹等の伐採の届出があった場合には、その届出の内容容に使った伐採が行われたか否かを確認するものとし、当該届出に係る伐採の結果、指定理由が消滅したと認められるときは、その部分につき速やかに法第9条第1項の規定により指定の解除を行うものとする。

5 その他

- (1) 法第3条第1項の規定による指定採取源の指定をしたとき、法第7条第3項の規定による伐採の届出があったとき並びに法第9条第1項及び第2項の規定による指定採取源の解除をしたときは、別記様式第1号の指定採取源台帳及び別記様式第2号の指定採取源整理簿に記載整理するようお願いする。
- (2) 指定採取源の積極的な利用を促進するため、指定採取源についての気候その他の自然条件、生育状況等に関する詳細な資料を作成し、これを都道府県出先事務所、市町村、種苗生産者の組織する団体、森林組合等にできるだけ広く配布し、その活用を図ることにより、造林者の種苗の選好性を高めるようお願いする。

第4 生産事業者の登録について

1 組合等委託生産者の取扱い

森林組合、森林組合連合会等(以下「組合等」という。)が組合員等に委託して種苗生産事業を行う場合には次の諸要件が具備されている委託生産に限り委託者である組合等を登録義務者として取り扱うものとする。

- (1) 委託者が作成した養苗事業(種苗の採取又は育成の事業)計画に基づくものであること。
- (2) 次のアからエまでの事項について委託者と受託者との間に文書による契約が成立しているものであること。
ア 生産に使用される種子、穂木又は幼苗は、全て委託者から支給されたものであるか又はその産地・系統の選定、購入先等が委託者の指示によるものであること。
イ 委託者から示された生産方法等に基づき、受託者が適正な生産活動を行うのに要する費用を委託者が負担するとともに、生産の途中において受託者の責に帰すことのできない事由により事後の生産が不可能となった場合において、それまでに要した適正な費用を委託者が負担するものであること。
- ウ 委託者又はその使用人その他の従業者であつて講習会(法第10条第3項第3号イの講習会)をいう。以下同じ。)の課程を修了した者がその生産につき直接指導監督するものであること。
- エ 生産された種苗の所有権及び処分権は委託者に帰属するものであること。

2 生産事業者が都道府県の区域を越えて住所を移転した場合の措置

都道府県の事務の自治事務化に伴い、生産事業者の登録の権限は当該生産事業者の住所地を管轄する都道府県知事の権限となることから、生産事業者が都道府県の区域を越えて住所を移転した場合には、旧住所地を管轄する都道府県知事に対し法第13条第3項に基づく事業の廃止届を提出するとともに、

1.
2.
3.
4.
5.
6.
7.
8.
9.
10.

新住所地を管轄する都道府県知事に新たに登録の申請を行わなければならないこととなるので、生産事業者への周知と指導をお願いする。

3 生産事業者の届出

法第13条第2項の規定による届出及び再交付の申請については、登録証が滅失又は汚損した事実を確証したのち速やかに行うよう指導をお願いする。

4 生産事業者が死亡した場合の取扱い

第10の(2)により生産事業者が死亡したこと等を確証したとき、その他その事実を確認したときは、遅滞なく生産事業者登録簿の当該生産事業者の登載事項を抹消するとともに、その旨を公告するようお願いする。

5 その他

(1) 法第11条第2項の規定により講習会の課程を修了した者に対し交付することとされている修了証明書の様式は、別記様式第3号によるものとし、当該修了証明書を交付したときは、別記様式第4号の生産事業者講習会修了者台帳に記載整理するようお願いする。

(2) 令第2条の生産事業者登録簿の様式は別記様式第5号によるものとする。

第5 配布事業者の届出について

1 配布事業者届出簿

都道府県知事は、法第17条の規定による配布事業者の届出があったときは、別記様式第6号の配布事業者届出簿に記載整理するようお願いする。

2 配布事業者が都道府県の区域を越えて住所を移転した場合の措置

都道府県の事務の自治事務化に伴い、配布事業者の届出受理の権限は当該配布事業者の住所地を管轄する都道府県知事の権限となることから、配布事業者が都道府県の区域を越えて住所を移転した場合には、旧住所地を管轄する都道府県知事に対し法第17条第2項に基づく事業の廃止届を提出するとともに、新住所地を管轄する都道府県知事に新たに法第17条第1項の配布事業開始の届出を行わなければならないこととなるので、配布事業者等への周知と指導をお願いする。

第6 表示制度について

1 表示票の記載事項

(1) 種穂の採取の場所については、原則として市町村単位まで表示するものとし、苗木の育成の場所については、大字単位までを表示するものとする。この場合、その一部が不明の場合には、判明している部分について記載し、不明な部分についてののみ不明と記載するものとする。

(2) 指定採取源の種別の表示については第3の1の(6)のイによるものとする。

2 表示書の交付

(1) 規則第17条又は第20条の規定により、生産事業者又は配布事業者が表示書を交付することができるときについては、造林の用に供する者の代理受領は認めないこととする。ただし、当該造林の用に供する者の家族又は使用人その他の従業者については、この限りでない。

(2) 表示書の様式は特に定めないが、表示事項の記載順序、配列等については、表示

票に準ずるものとする。

3 表示義務の違反に対する是正命令

法第19条に基づく表示義務の違反に対する是正命令を行うに当たっては、措置をすべき内容、期限等を明示した文書を交付しするとともに、その是正状況について確認するようお願いする。

第7 証明制度について

1 証明区分

規則第23条第1項の規定で明らかなとおり都道府県知事は、種穂と苗木とを一貫した証明を行うことはできず、また、苗木の場合にあっては幼苗として包装、出荷することを目的とするものは幼苗の証明を必要とし、その他の苗木にあっては幼苗以外の苗木の証明を必要とする。また、幼苗には、は種又はさし付け後に掘り取ったものとその後に1回床替を行ったものとの2種類があるが、証明の区分上の幼苗は前者をさすこととし、後者については幼苗以外の苗木として取り扱うこととする。

2 証明の申請

(1) 法第20条において証明の申請があった場合には、都道府県知事は証明をすることができるとしてはいるが、当該証明の申請を受理するか否かについて都道府県知事の自由裁量を認める趣旨ではないので御留意願いたい。

(2) 種苗の生産過程において生産数量に変動を生じるおそれがあるので、申請に当たっては適確な数量の申請を行うよう御指導願いたい。

3 証明の申請手数料

(1) 申請手数料は、種子にあっては1キログラム穂木及び苗木にあっては1万本を単位としているが、数量に端数を生じた場合の端数に係る部分の申請手数料は、それぞれの単位について定められている金額に数量の端数を乗じた額とする。

(2) 幼苗以外の苗木の場合の事実の確認回数とは、最初の生産過程における種穂のは種若しくはさし付け又は幼苗の床替えと最後の生産過程における苗木の包装とをそれぞれ1回とし、これに育成途中の床替回数を加えたものであって、これらの事実の確認に要した日数を指すものではない。

4 事実の確認

(1) 法第20条の規定により、職員に証明に係る事実の確認をさせたときは、確認年月日、確認場所、立会した職員の氏名、確認数量等を記録させることとする。

(2) 確認をした種苗その他の種苗とが混同するおそれのある場合は、確認種苗に仮封印を施す等の措置を講ずることとする。

第8 種穂の採取の禁止について

(1) 法第23条の規定により、種穂の採取を禁止する樹木又はその集団の指定に当たっては、これらの樹木又はその集団から採取した種穂に係る苗木を用いた造林地の生育状況等を把握する等の措置を講じ、劣悪性の確実なものについて行うよう御留意願いたい。

(2) 規則第28条第2項の規定による公示は、指定年月日、樹種、所在場所及び本数並びに樹木の集団を指定する場合にあっては面積についてするものとする。

(3) 配布用の種穂の採取を禁止する樹木又はその集団を指定した場合には、その禁止に係る樹木又はその集団の見やすい場所に、種穂の採取を禁止する旨、樹種及び都道府県名を記載した標識を設置するようお願いする。

第9 帳簿の備付けについて

法第26条の規定により備付ける帳簿は、同条及び規則第31条に定める記載事項を、規則第30条に定める記載方法により、同規則同条に定める保存期間にわたり確実に記録しておくことができ、かつ、必要に応じ直ちにその記載事項が確認できる状態にあるものであれば、紙で作成・保存されるものに限らず、それが磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに準じて作成・保存されるものであっても差し支えないものとする。

第10 報告の徴収について

様式第1号

指定採取源台帳(その1)

普通母樹(林)

(公示番号)		指定番号		指定年月日		自然環境		気候	降水量		風向
		指定年月日							最深積雪量	mm	
所有区分	国・公・私	採種穂の別		種穂		自然環境		地質土壌	基岩(土質)	土壌型	地位
所在場所	森林区都道府県	林班市郡	小班町大字村	字番地		自然環境		その他	海拔高地形	方位	傾斜
所有者の住所・氏名	都道府県	市郡	町大字村	字番地		生育状況		成長	平均成長量m ³		
立木	樹種	本数	材積	樹齢	平均木		生育状況	生育習性	幹枝抵抗性		
		本	m ³		樹高胸高直径				優良樹の占有率人天別		
面積	ha		図面番号			銘柄等(産地品種)名及びその特性		混交樹種			
地帯区分											
伐採届出及び保護管理指示の経過											

注意事項

○普通母樹(林)

1

所有区分欄及び採種穂の別欄は、それぞれ該当事項に○を附すこと。

2

所在場所欄は、当該普通母樹(林)の所在する場所を記載するが、森林計画による林小班と地籍上の町村字地番の両方を記入すること。

3

立木の樹齢欄は、異齢林の場合にあつては2段書きとし、下段に樹齢の範囲を上にその平均を記入する。同齢林の場合は上段にその林齢を記入すること。

4

図面番号は、普通母樹(林)については各県毎に通し番号を附すこと。

5

自然環境の気候欄は、普通母樹(林)の最寄りの測候所の資料等により記入すること。地質土壌、その他の欄は、現地調査の際の調査資料より記入すること。

6

生育状況の生育習性欄は、樹幹の通直性、真円性、枝の自然落枝性、細枝性、気象災害、動植物の害等に侵されていないかどうか等について記入すること。

7

銘柄等(産地品種)名及びその特性欄は、森林総合研究所等の研究資料から記入すること。

8

単位は、材積にあつては、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入することとし、面積にあつては、当該母樹(林)の区域面積とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入すること。

- (1)

法第27条に基づき指定採取源の所有者等又は生産事業者若しくは配布事業者から報告を徴収する場合には、これらの者に経費、労力等の面で過重なものとならないよう御配慮願いたい。
- (2)

都道府県知事は、生産事業者及び配布事業者の種苗の生産数量、都道府県内外別の出荷先等を把握するよう願う。
- (3)

都道府県知事は、指定採取源の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに滅失、毀損等の実態を把握するよう願う。
- (4)

都道府県知事は、指定採取源の消滅又は著しい毀損が確認されたときは、遅滞なく現状を調査し、指定採取源の解除等必要な措置を講ずるよう願う。

また、当該指定採取源が農林水産大臣の指定に係るものにあつては、速やかにその旨を農林水産大臣に通知するよう願う。
- 第11

監督処分について

法第29条に基づく監督処分を行うに当たっては、措置をすべき内容、期限等を明示した文書を交付してするとともに、その措置状況について確認するよう願う。
- 第12

国及び都道府県の援助について

次官通知の第12の需給情報の共有に当たっては、広域的な種苗の流通の円滑化を図るため、当該都道府県内の関係者のみならず、隣接する都道府県等の関係者も対象とするよう願う。

様式第2号
指定採取源整理簿

指定採取数量免除																				備考	
指定 番号	指定 (解除) 年月日	採種・ 採穂の 別	樹 種	採取源の 所在場所			母樹(林)		樹 齢	所有 者等 氏名	所有者等住所					特別母樹（林）					
				市 郡	町 村	大字	本数	面積			都道府県	市 郡	町 村	大字	番地	樹 高	胸直 径	立木 材積	要補償		
							本	ha								m	cm	m ³	立木 価 格 円	年間 補償額 円	

注意事項

- 1 解除又は伐採した場合は、該当欄を抹消又は訂正すること。
- 2 面積欄は、当該母樹（林）の区域面積とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入すること。

様式第1号 指定採取源台帳 (その2)
育種母樹 (林)

(公 示 番 号)		指 定 番 号			
		指 定 年 月 日			
所 有 区 分	国 ・ 公 ・ 私		採種穂の別		種 穂
所 在 場 所	都 道 市 町		大字 字 番地		
	府 県 郡 村				
所有者等の 住所・氏名	都 道 市 町		大字 字 番地		
	府 県 郡 村				
立 木	樹 種	本 数	面 積	クローン 数	設 定 年 月 日
		本	ha	クローン	
図 面 番 号					
管 理 記 録					

注音事項

○育種母樹（林）

- 1 「注意事項」は、普通母樹（林）の注意事項に準じて記載すること。

(別紙)

[illegible]

1.
2.
3.
4.
5.
6.
7.
8.
9.
10.

林業種苗法の運用について

様式第5号

生産事業者登録簿

登録 番号	登 録 年月日	氏名及び住所（法 人にあつては、その 名称、代表者の 氏名及び主たる事 務所の所在地）	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地	生産事業に係る 種苗の採取又は 育成の場所		生産事業 の開始年 月日	講習会修了 者の氏名及 び住所	備 考
			種 穂		苗 木			種 穂	苗 木			
			採 取	精 選	幼苗の 育成	幼苗以 外の苗 木育成						

様式第6号

配布事業者届出書

整理 番号	氏名及び住所（法人 にあつては、その名 称、代表者の氏名及 び主たる事務所の 所在地）	事業所の 所 在 地	配布事業 開始 年月日	配布事業に係る 種苗の樹種		配布事業に係る年間種苗 配布数量			あわせて行う生産 事業		備 考
				種 穂 樹 種	苗 木 樹 種	種 子 (kg)	穂 木 (千本)	苗 木 (千本)	登 録 番 号	登 録 年月日	

様式第3号（A4）

第 号

生産事業者講習修了証明書

都道府県 市 町 村 大字 字 番地

住所 氏名

生年月日

大正 昭和 平成

1 受講期日

2 受講場所

上記のとおり、林業種苗法第10条第3項第3号イの講習会における講習を受けその課程を
修了したことを証明します。

年 月 日

都道府県知事

様式第4号

生産事業者講習会修了者台帳

番 号	住 所	氏 名	生年月日	受講月日	備 考

注意事項

備考欄には、他県より照会があつた場合及び生産事業者に従事者として雇用されている場合、その他必要と認
められる事項を記入すること。

6. 林業用優良種苗生産流通推進要綱

（昭和36年9月9日36林野発第2817号林野庁長官通知）
最終改正（令和3年6月30日3林整第343号）

第1 目的

この要綱は、林業種苗法（昭和45年法律第89号）第30条に基づき、林業用優良種苗の需給情報の共有等を図ることを通じ、その生産の安定と適正な流通を促し、造林の円滑な実施を期することを目的とする。

第2 林業用種苗需給連絡協議会の設置

地区及び都道府県に、林業用種苗需給連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置するよう努めるものとする。

なお、地区の区分については、別表に定めるとおりとする。

第3 協議会の構成

協議会の構成員は、地区にあっては、関係都道府県、森林管理局、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター又は同センター育種場、同機構森林整備センター又は整備局、都道府県森林組合連合会、都道府県山林種苗協同組合、認定特定増殖事業者（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第9条第1項の認定を受けた者をいう。）等とし、都道府県にあっては、その定めるところによる。

第4 協議会の開催及び運営

協議会の開催、運営等については、それぞれの協議会において定めるところによる。

第5 協議会の協議事項

協議会は、種苗の需給情報について協議会の構成員への共有を図るほか、この要綱の目的の達成のために必要な事項について協議するものとする。

第6 種苗の需要量及び生産量の調査

- 1 都道府県は、別紙様式1から5までを参考に、都道府県内の種苗の需要量及び生産量の調査を行うよう努めるものとする。
- 2 都道府県は、自都道府県外に向けた生産量の情報を都道府県ごとに把握し、当該都道府県に提供するよう努めるものとする。

第7 種苗の需給情報の共有

- 1 都道府県は第6の種苗の需要量及び生産量の調査で得た情報について協議会の構成員等への共有を図るものとする。
- 2 林野庁は、1の種苗の需要量及び生産量の情報について全国的な共有を図るものとする。

第8 苗木及び種穂の生産・確保

- 1 都道府県は、造林に必要な苗木及び苗木生産に必要な種穂について、都道府県内での生産及び隣接する都道府県など他の都道府県からの移入により、確保に努めるものとする。
- 2 都道府県は、苗木及び種穂の生産・確保に関し、隣接する都道府県など他の都道府県との連携に努めるものとする。

- 3 認定特定増殖事業者は、増殖した特定母樹（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32条）第2条第2項に規定する特定母樹をいう。以下同じ。）から採取された種穂を生産事業者に広く配布するよう努めるものとする。

第9 産地及び系統区分

都道府県は、苗木及び種穂の生産・確保に当たり、増殖した特定母樹から採取された種穂、花粉症対策品種の種穂など産地及び系統区分の明らかな優良な種穂を用いるよう努めるものとする。

第10 採種園・採穂園の整備

- 1 都道府県は、都道府県営の採種園・採穂園の整備を進めるほか、認定特定増殖事業者を含む生産事業者による採種園・採穂園の整備に努めるものとする。
- 2 都道府県は、採種園・採穂園の育種母樹林又は普通母樹林への指定に努めるものとする。

第11 備蓄用種子の生産、貯蔵及び販売

- 1 都道府県は、当該都道府県における苗木の生産に必要な備蓄用種子の生産及び貯蔵に努めるものとする。
- 2 森林管理局は、国有林野事業用として設けられた貯蔵庫の利用及び貯蔵した種子の販売について、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター又は同センター育種場は、林木育種事業用として設けられた貯蔵庫の利用及び貯蔵した種子の販売について、それぞれの事業に支障のない範囲で協力するものとする。

第12 苗木等の予約生産等

- 1 都道府県は、苗木の生産効率化及び品質向上を図るため、生産事業者間の幼苗の予約生産及び委託生産の推進に努めるものとする。
- 2 都道府県は、苗木の需給の安定を図るため、需要者と生産事業者との間の苗木の予約生産及び委託生産の推進に努めるものとする。

第13 種苗の表示

都道府県は、林業種苗法に基づく種苗の表示が適正に行われるよう生産事業者及び配布事業者を指導するほか、増殖した特定母樹から採取された種穂、特定苗木、花粉症対策品種等の表示を推進するものとする。

第14 生産事業者への支援

- 1 都道府県は、生産事業者の新規参入、規模拡大、技術向上等について支援に努めるものとする。
- 2 都道府県は、生産事業者の経営の安定を図るため、収入保険制度の周知等を通じて生産事業者の収入保険への加入の推進に努めるものとする。

別表（第6の2関係）

地区の区分	都 道 府 県
第一区 北海道・東北	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、長野県、茨城県、千葉県
第二区 関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県
第三区 東海・北陸	静岡県、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、長野県、福井県
第四区 近畿	三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
第五区 中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
第六区 四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
第七区 九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

7. 林業用種苗の配布区域外への配布申請の手続きについて

（昭和46年7月24日46林野造第738号林野庁長官通知）
最終改正（令和2年12月24日2林政第487号）

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第24条第1項の規定に基づき、昭和46年2月1日付け農林省告示第179号をもって種苗の配布区域が指定されたことに伴い、同条第2項ただし書きに規定する農林水産大臣の承認に係る申請手続を別紙のとおり定めたので、申請者に対する指導等についてご協力方を願います。

別紙
林業用種苗の配布区域外への配布承認手続きについて

第1 配布承認申請書の提出

- 1 林業種苗法（昭和45年法律第89号。以下「法」という。）第24条第1項に基づき、農林水産大臣の指定する種苗の配布区域（昭和46年2月1日農林省告示第179号）外を受取地として種苗を配布しようとする生産事業者及び配布事業者（以下「配布者」という。）は、別記様式1による配布承認申請書を農林水産大臣に提出するものとする。
- 2 配布承認申請書には、別記様式2による配布依頼書を添付するものとする。

第2 農林水産大臣の承認

- 1 法第24条第2項ただし書の「特別な事情がある場合」とは、次に掲げる場合とする。
（1）見本林の造成に供する場合
（2）松くい虫抵抗性マツ（松くい虫が運ぶ線虫類に抵抗性を有する松の品種に相当するマツをいう。）の植栽の用に供する場合
（3）周辺木との造林成績の比較のための植栽の用に供する場合（ただし、承認の範囲等は別に定めるものとする。）
（4）種苗の受取地が種穂の採取された区域と同一区域である場合
- 2 農林水産大臣は、第1の配布承認申請書に掲げる配布事由が前項に掲げるものであって、配布区域外に配布しても優良な種苗の供給の確保に支障がないと認められる場合に、配布区域外への配布を承認するものとする。
- 3 農林水産大臣は、承認又は不承認の決定をしたときは、配布者にその旨を文書をもって通知する。

第3 標準処理期間

行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定による標準処理期間は、申請文書を受理した日から起算して20日とする。

1.
2.
3.
4.
5.
6.
7.
8.
9.
10.

別記様式 1

農林水産大臣
殿

(申請書)

年 月 日

氏名
申請者
住所

林業用種苗の配布承認申請について

このことについて、林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 24 条第 2 項ただし書きの規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

配布先	氏名	住所
用途		
配布種苗の種類・数量	樹種	
	種子・穂木・苗木の別	
	種子・穂木の産地	
	苗令・規格	
	数量	
配布区域外への配布関係		
(配布事由)		

(記載注意)

1 「申請者」及び「配布先」欄には、これらの者が法人の場合には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載する。

2 「用途」欄には、山行時における用途を記載することとし、例えば産地比較植栽試験用、耐寒性品種植栽用、見本林造成用、自県内一般造林用などを記載する。

3 「種子・穂木の産地」欄には、産地を県郡（市）名で記載し、苗木の場合にも使用種子・穂木の産地を記載する。

4 「苗令・規格」欄には、苗木についてのみ 2 年生床替用、3 年生山行用などと記載する。

5 「数量」欄の単位は、種子は (kg)、穂木及び苗木は (本) とする。

6 「配布区域外への配布関係」欄には、第 1 区～第 3 区などと記載する。

7 「配布事由」欄には、別添何某の要請によるなどと記載する。

別記様式 2

殿

(依頼書)

年 月 日

氏名
依頼者
住所

林業用種苗の配布区域外への配布依頼について

このことについて、下記のとおり配布を受けたいのでご依頼します。

記

用途	用途
配布種苗の種類・数量	樹種
	種子・穂木・苗木の別
	種子の産地
	苗令・規格
	数量
配布区域外への配布関係	
配布予定年月日	
配布を受けようとする事由（林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 24 条第 2 項ただし書きの事由）	

(記載注意)

1 「宛名」は、当該種苗の配布を行う生産事業者又は配布事業者とする。

2 「依頼者」欄には、依頼者が法人の場合には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載する。

3 「用途」欄には、山行時における用途を記載することとし、例えば産地比較植栽試験用、耐寒性品種植栽用、見本林造成用、自県内一般造林用などを記載する。

4 「種苗の産地」欄には、希望するものがある場合にその産地を記載する。

5 「苗令・規格」欄には、苗木についてのみ 2 年生床替用、3 年生山行用などと記載する。

6 「数量」欄の単位は、種子は (kg)、穂木及び苗木は (本) とする。

7 「配布区域外への配布関係」欄には、第 1 区～第 3 区などと記載する。

8 「配布を受けようとする事由」欄には、できうるだけ詳しく造林予定地、用途・造林成績の見通し、過去の事例等を記載する。

8.「林業用種苗の配布区域外への配布承認手続きについて(昭和46年7月24日46林野造第738号)」第2の1のただし書きに基づく承認の範囲等について
(平成23年12月12日23林整研第666号林野庁森林整備部研究・保全課長通知)

1 第2の1の(3)に基づく承認は、1申請につき、次のいずれの条件も満たしている場合に行うものとする。

- (1) 苗木2万本以内であること。
- (2) 植栽時期が重複する他の申請と植栽箇所が隣接するものでないこと。

2 農林水産大臣の承認を受けた申請者は、別紙様式による調査報告を提出するものとする。

別紙様式

殿

年 月 日

申請者 氏名 住所

配布区域外配布承認に係る造林成績等の調査報告について

このことについて、〇〇年次目の造林成績の調査結果を下記のとおり報告します。

記

1 配布区域外配布の概要

項 目	内 容
配布承認年月日・番号	
樹種・種苗の産地	
依頼者	
用 途	
承認本数 (本)	配布本数 (本)
植栽年月日	
植栽地	
面積 (ha)	植栽本数 (本)

2 生育調査の概要

項 目	内 容
枯損状況	
枯損原因	
植栽後の成長状況 (良否等)	
備考 (その他特記事項)	

(記載注意)

- 1 「枯損状況」は、枯損本数又は枯損率を記載する。
- 2 「枯損原因」は、雪害・松くい虫・その他具体的に記載する。
- 3 「植栽後の成長状況 (良否等)」は、周辺木と比較した成長状況等を記載する。

※ 報告は、植栽年次、植栽後5年次・10年次に提出すること。
※ 各項目とも、できるだけ詳細に記載すること。

9. 農林水産大臣の指定する種苗の配布区域を定める件
(昭和46年2月11日農林省告示第179号)

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第24条第1項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する種苗の配布区域を次のように定める。

昭和46年2月1日

農林大臣 倉石 忠雄

林業種苗法第24条第1項の配布区域は、次の各号に掲げる樹種ごとに、当該各号の表の左欄に掲げる区域において採取され、又は育成される種苗について、当該右欄に掲げる区域とする。

(1) すぎ

種苗が採取され、又は育成される区域		配布区域
第1区	北海道	第1区、 第2区、 第3区 及び 第7区
	青森県	
	岩手県	
	秋田県	
	山形県	
第2区	福島県	第1区、 第2区、 第3区、 第4区 及び 第5区
	新潟県	
	富山県	
	石川県	
	福井県	
	長野県	
	会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡	
	一円	
	長野市、須坂市、中野市、大町市、飯山市、千曲市、北安曇郡、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡	
	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡	
第3区	岐阜県	第3区 及び 第5区
	宮城県	
	福島県	
	一円	
	福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡、岩瀬郡、西白河郡、東白川郡、石川郡、田村郡、双葉郡、相馬郡	
	一円	
	茨城県	
	栃木県	
	群馬県	
	埼玉県	
	千葉県	
	東京都	
	一円	

神奈川県 山梨県 長野県	一円	一円 一円 松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、塩尻市、佐久市、東御市、安曇野市、南佐久郡、北佐久郡、小県郡、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡、木曽郡、東筑摩郡 岐阜県 岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡、可児郡 一円 一円	第2区、 第4区 及び 第5区
	京都府		
	兵庫県		
	鳥取県		
	島根県		
岡山県 愛知県	一円	京都府 京都市のうち旧京北町の区域、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡、与謝郡 姫路市のうち旧安富町の区域、豊岡市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、佐用郡、美方郡 一円 一円（鹿足郡を除く。） 津山市、高梁市のうち旧有漢町の区域、新見市、真庭市、美作市、真庭郡、苫田郡、勝田郡、英田郡、久米郡、加賀郡のうち旧賀陽町の区域 広島市（旧総領町の区域を除く。）、 庄原市（旧総領町の区域を除く。）、 安芸高田市、山県郡 一円 一円	第3区、 第5区 及び 第6区
	滋賀県		
	京都府		
	大阪府		
	兵庫県		
奈良県 和歌山県	一円	京都府 京都市（旧京北町の区域を除く。）、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡、相楽郡 一円 神戸市、姫路市（旧安富町の区域を除く。）、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、川辺郡、多可郡、加古郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡 一円 一円	第3区、 第5区 及び 第6区
	奈良県		
	和歌山県		
	一円		
	一円		

(3) あかまつ

区域	種苗が採取され、又は育成される区域		配布区域
第1区	北海道	一円	第1区、 第2区 及び 第3区
	青森県	一円	
	岩手県	一円	
	宮城県	一円	
	秋田県	一円	
	山形県	一円	
	福島県	一円	
	茨城県	日立市のうち旧十王町の区域、常陸太田市のうち旧金砂郷町、旧水府村及び旧里美村の区域、久慈郡	
	群馬県	吾妻郡	
	新潟県	一円	
	富山県	一円	
	石川県	一円	
	福井県	一円	
	山梨県	一円	
	長野県	一円	
	岐阜県	一円	
	京都府	京都市のうち旧京北町の区域、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡、与謝郡	
	兵庫県	姫路市のうち旧安富町の区域、豊岡市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、佐用郡、美方郡	
	鳥取県	一円	
	島根県	一円（鹿足郡を除く。）	
第2区	岡山県	津山市、高梁市のうち旧有漢町の区域、新見市、真庭市、美作市、真庭郡、苫田郡、勝田郡、英田郡、久米郡、加賀郡のうち旧賀陽町の区域	第2区
	広島県	広島市のうち旧白木町の区域、三次市（旧甲奴町の区域を除く。）、庄原市（旧総領町の区域を除く。）、安芸高田市、山県郡	
	茨城県	一円（日立市のうち旧十王町の区域、常陸太田市のうち旧金砂郷町、旧水府村及び旧里美村の区域、久慈郡を除く。）	
	栃木県	一円（吾妻郡を除く。）	
	群馬県	一円	
	埼玉県	一円	
	千葉県	一円	
	東京都	一円	
	神奈川県	一円	
	神奈川県	一円	

第3区	静岡県	一円	第2区 及び 第3区
	愛知県	一円	
	三重県	一円	
	滋賀県	一円	
	京都府	京都市（旧京北町の区域を除く。）、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡、相楽郡	
	大阪府	一円	
	兵庫県	神戸市、姫路市（旧安富町の区域を除く。）、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、川辺郡、多可郡、加古郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡	
	奈良県	一円	
	和歌山県	一円	
	鳥根県	鹿足郡	
	岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市（旧有漢町の区域を除く。）、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気郡、都窪郡、浅口郡、小田郡、加賀郡（旧賀陽町の区域を除く。）	
	広島県	広島市（旧白木町の区域を除く。）、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市のうち旧甲奴町の区域、庄原市のうち旧総領町の区域、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡、豊田郡、世羅郡、神石郡	
	山口県	一円	
	徳島県	一円	
	香川県	一円	
	愛媛県	一円	
	高知県	一円	
	福岡県	一円	
	佐賀県	一円	
	長崎県	一円	
	熊本県	一円	
第3区	大分県	一円	
	宮崎県	一円	
	鹿児島県	一円	
	沖縄県	一円	

(4) くろまつ

区域	種苗が採取され、又は育成される区域		配布区域
第1区	北海道	一円	第1区及び第2区
	青森県	一円	
	秋田県	一円	
	山形県	一円	
	福島県	会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡	
	新潟県	一円	
	富山県	一円	
	石川県	一円	
	福井県	一円	
	長野県	長野市、須坂市、中野市、大町市、飯山市、千曲市、北安曇郡、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡	
	岐阜県	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡	
	京都府	京都市のうち旧京北町の区域、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡、与謝郡	
	兵庫県	姫路市のうち旧安富町の区域、豊岡市、養父市、丹波市、朝来市、赤粟市、佐用郡、美方郡	
	鳥取県	一円	
第2区	島根県	一円	第2区
	岡山県	津山市、高梁市のうち旧有漢町の区域、新見市、真庭市、美作市、真庭郡、苫田郡、勝田郡、英田郡、久米郡、加賀郡のうち旧賀陽町の区域	
	広島県	広島市のうち旧白木町の区域、三次市（旧甲奴町の区域を除く。）、庄原市（旧総領町の区域を除く。）、安芸高田市、山県郡	
	岩手県	一円	
	宮城県	一円	
	福島県	福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡、岩瀬郡、西白河郡、東白川郡、石川郡、田村郡、双葉郡、相馬郡	
	茨城県	一円	
	栃木県	一円	
	群馬県	一円	
	埼玉県	一円	
	千葉県	一円	

東京都	一円	松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、埴尻市、佐久市、東御市、安曇野市、南佐久郡、小県郡、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡、木曽郡、東筑摩郡、岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、掛斐郡、本巣郡、加茂郡、可児郡
神奈川県	一円	
山梨県	一円	
長野県		
岐阜県		
静岡県	一円	
愛知県	一円	
三重県	一円	
滋賀県	一円	
京都府	京都市（旧京北町の区域を除く。）、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡、相楽郡	
大阪府	一円	
兵庫県	神戸市、姫路市（旧安富町の区域を除く。）、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、川辺郡、多可郡、加古郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡	
奈良県	一円	
和歌山県	一円	
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市（旧有漢町の区域を除く。）、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気郡、都窪郡、浅口郡、小田郡、加賀郡（旧賀陽町の区域を除く。）、	
広島県	広島市（旧白木町の区域を除く。）、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市のうち旧甲奴町の区域、庄原市のうち旧総領町の区域、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡、豊田郡、世羅郡、神石郡	
山口県	一円	
徳島県	一円	

1.
2.
3.
4.
5.
6.
7.
8.
9.
10.

	香川県	一円
	愛媛県	一円
	高知県	一円
	福岡県	一円
	佐賀県	一円
	長崎県	一円
	熊本県	一円
	大分県	一円
	宮崎県	一円
	鹿児島県	一円
	沖縄県	一円

10. 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（抄）
（平成二十年法律第三十二号）
最終改正（令和三年法律第十五号）

（目的）

第一条 この法律は、我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、令和十二年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、市町村による特定間伐等促進計画の作成並びに都道府県知事による特定増殖事業計画及び特定植栽事業計画の認定並びにこれらの計画の実施に関する特別の措置を講じ、もって森林の適正な整備に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定間伐等」とは、森林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。）の間伐又は造林で令和十二年度までの間に行われるものであって、種穂（林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第三条第一項に規定する種穂をいう。以下同じ。）の採取の用に供する樹木の増殖以外のものをいう。

2 この法律において「特定母樹の増殖」とは、特に優良な種苗（林業種苗法第二条第一項に規定する種苗をいう。以下同じ。）を生産するための種穂の採取に適する樹木であって、成長に係る特性の特に優れたものとして農林水産大臣が指定するもの（以下「特定母樹」という。）の増殖で令和十二年度までの間に行われるものをいう。

3 この法律において「特定増殖事業」とは、特定母樹の増殖に関する事業であって、次に掲げるものをいう。

一 生産事業（林業種苗法第二条第二項に規定する生産事業をいう。以下同じ。）を行い、又は行おうとする生産事業者団体等（同項に規定する生産事業者の組織する団体その他政令で定める者をいう。以下同じ。）が、特定母樹の増殖を行い、その増殖した特定母樹から採取する種穂を主として当該生産事業者団体等の構成員その他政令で定める者に配布するために実施する事業

二 生産事業を行い、又は行おうとする者が、特定母樹の増殖を行い、その増殖した特定母樹から採取する種穂を主として生産事業者団体等に配布するために実施する事業

三 生産事業を行い、又は行おうとする者が、特定母樹の増殖を行い、その増殖した特定母樹から採取する種穂から配布の目的をもって苗木を育成するために実施する事業

4 この法律において「特定植栽事業」とは、特定間伐等のうち増殖した特定母樹から採取された種穂から育成された苗木（以下「特定苗木」という。）の植栽（以下「特定植栽」という。）を行う事業をいう。（基本指針）

第三条 農林水産大臣は、特定間伐等及び特定母樹の増殖の促進に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本方針の指針となるべきものを定めるものとする。

一 特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進の意義及び目標に関する事項

二 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の設定に関する基本的な事項

三 前号の区域のうち特定植栽の実施を促進すべき区域の基準

四 前号の区域における特定植栽事業の実施に関する基本的な事項その他の第二号の区域において実施すべき特定間伐等に関する基本的な事項

- 五 特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する基本的な事項
- 六 特定増殖事業の実施に関する基本的な事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する重要事項
- 3 基本指針は、地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画と調和するものでなければならない。
- 4 基本指針に定める第二項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項（特定間伐等に係る部分に限る。）は、森林法第四条第一項の規定によりたてられた全国森林計画に適合するものでなければならない。（基本方針）
- 第四条** 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する基本方針又は当該区域内における特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針（以下「基本方針」と総称する。）を定めることができる。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。ただし、特定間伐等の実施の促進に関する基本方針においては、第一号から第四号までに掲げる事項を定めれば足りる。
- 一 特定間伐等の実施の促進の目標
 - 二 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準
 - 三 次条第一項に規定する特定間伐等促進計画の作成に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、特定間伐等の実施の促進に関する事項
 - 五 特定母樹の増殖の実施の促進の目標
 - 六 特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する事項
 - 七 特定増殖事業の実施方法に関する事項
 - 八 特定増殖事業の実施の促進のための方策に関する事項
- 3 前項第二号から第四号までに掲げる事項には、特定植栽に関する次に掲げる事項を定めることができる。
- 一 特定植栽の実施を促進すべき区域
 - 二 前号の区域における特定植栽事業の実施方法に関する事項
 - 三 第一号の区域における特定植栽事業の実施の促進のための方策に関する事項

（特定増殖事業計画の認定）

第九条 基本方針（特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針に限る。以下この項及び第三項第一号において同じ。）に定められた第四条第二項第七号に掲げる事項に基づいて特定増殖事業を実施しようとする者は、その実施しようとする特定増殖事業に関する計画（以下「特定増殖事業計画」という。）を作成し、これを当該基本方針を定めた都道府県知事（以下「特定都道府県知事」という。）に提出して、その認定を受けることができる。

- 2 特定増殖事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 特定増殖事業の目標
 - 二 増殖する特定母樹の種類、特定母樹を繁殖する方法、特定母樹を植栽する土地の所在地及び面積並びに植栽する特定母樹の本数、配置及び管理に関する事項
 - 三 地域森林計画の対象となっている私有林（森林法第五条第一項に規定する私有林をいい、同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。以下同じ。）において特定母樹を植栽する土地の上にある立木を伐採しようとする場合にあっては、伐採する森林の所在場所、伐採面積、伐採齢その他農林水

- 産省令で定める事項
- 四 特定母樹から採取する種穂の配布（配布のためにする苗木の育成を含む。）に関する事項
- 五 特定増殖事業の実施時期
- 六 特定増殖事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3 特定都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その特定増殖事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 基本方針に照らし適切なものであること。
 - 二 前項第二号から第六号までに掲げる事項が当該特定増殖事業計画に係る特定増殖事業を確実に実施するために適切なものであること。
 - 三 申請者が特定増殖事業を適確に遂行するに足る技術的能力その他の能力を有し、かつ、林業種苗法第十条第三項第三号又は第二号のいずれにも該当しないこと。
 - 4 特定都道府県知事は、第二項第三号に掲げる事項を含む特定増殖事業計画について第一項の認定をしようとするときは、第二項第二号及び第三号に掲げる事項について、当該特定増殖事業計画（同号に掲げる事項に係る部分に限る。）において採択することとされている私有林の所在地の属する市町村の長の意見を聴かなければならない。
 - 5 特定都道府県知事は、前項の規定により市町村の長の意見を聴いた場合において第一項の認定をしたときは、当該市町村の長に当該認定をした旨の通知をしなければならない。
- （特定増殖事業計画の変更等）

第十条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定特定増殖事業者」という。）は、当該認定に係る特定増殖事業計画を変更しようとするときは、特定都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 特定都道府県知事は、認定特定増殖事業者が当該認定に係る特定増殖事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定特定増殖事業計画」という。）に従って特定増殖事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 特定都道府県知事は、認定特定増殖事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定特定増殖事業者に対して、当該認定特定増殖事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の認定について準用する。

（林業・木材産業改善資金の償還期間等の特例）

第十一条 林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する林業・木材産業改善資金（第十六条において単に「林業・木材産業改善資金」という。）であって、認定特定増殖事業者が認定特定増殖事業計画に従って特定増殖事業を実施するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。第十六条において同じ。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2 前項に規定する資金の据置期間は、林業・木材産業改善資金助成法第五条第二項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（生産事業者の登録等の特例）

第十二条 特定増殖事業を実施しようとする者がその特定増殖事業計画について第九条第一項の認定を受けたときは、当該認定特定増殖事業計画に記載された特定増殖事業であって、林業種苗法第十条第一項の登録を受けなければならないものについては、同項の規定により登録を受けたものとみなして、同法第十二条第一項及び第二項並びに第十三条から第十六条までの規定（これらの規定に係る期間を含む。）

を適用する。この場合において、同法第十三条第一項中「その住所地を管轄する都道府県知事」とあるのは「特定都道府県知事（森林の間伐等の実施に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第九条第一項に規定する特定都道府県知事をいう。以下同じ。）」と、同条第二項及び第三項並びに同法第十四条第二項中「その住所地を管轄する都道府県知事」とあるのは「特定都道府県知事」と、同法第十三条第三項中「及び同項第五号」とあるのは「並びに同項第五号及び第六号」と、同法第十五条第一項第三号中「第十号第三項第一号又は第三号」とあるのは「第十号第三項第一号」とする。

2 特定増殖事業を実施しようとする者がその特定増殖事業計画について第十条第一項の認定を受けたとき、又は認定特定増殖事業者がその認定特定増殖事業計画に記載された特定増殖事業であって、林業種苗法第十三条第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による届出及び替替交付の申請をし、又は同条第三項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による届出をしなければならないものについては、同条第一項の規定により届出及び替替交付の申請をし、又は同条第三項の規定により届出をしたものとみなす。ただし、これらの者が同法第十条第一項の規定により特定都道府県知事以外の都道府県知事の登録を受けている者であるときは、この限りでない。

（伐採の届出の特例）

第十三条 第八条の規定は、認定特定増殖事業者が認定特定増殖事業計画（第九条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）に従って行う立木の伐採について準用する。
（特定増殖事業計画の認定）

第十四条 特定増殖促進区域内において基本方針（第四条第三項各号に掲げる事項が定められたものに限る。以下同じ。）に定められた同項第二号に掲げる事項に基づいて特定増殖事業を実施しようとする者は、その実施しようとする特定増殖事業に関する計画（以下「特定増殖事業計画」という。）を作成し、これを当該基本方針を定めた都道府県知事に提出して、その認定を受けることができる。

2 特定増殖事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定増殖事業の目標
 - 二 植栽する特定苗木の種類及びその調達に関する事項
 - 三 特定苗木を植栽する土地の所在地及び面積、当該土地の利用の現況、植栽の時期及び植栽する苗木の本数その他農林水産省令で定める事項
 - 四 地域森林計画の対象となっている民有林において特定苗木を植栽する土地の上にある立木を伐採しようとする場合にあつては、伐採する森林の所在場所、伐採主体、伐採面積、伐採方法、伐採齢その他農林水産省令で定める事項
 - 五 特定増殖事業の実施期間
 - 六 特定増殖事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定増殖事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 基本方針に照らし適切なものであること。
 - 二 前項第二号から第六号までに掲げる事項が当該特定増殖事業計画に係る特定増殖事業を確実に実施するために適切なものであること。
 - 三 申請者が特定増殖事業を適確に遂行するに足りる技術的能力その他の能力を有すること。
- （国等の援助等）

第十八条 国及び地方公共団体は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施主体、認定特定増殖事業者及び認定特定植栽事業者に対し、当該特定間伐等及び特定増殖事業の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、農林水産大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び同項の実施主体、認定特定増殖事業者又は認定特定植栽事業者は、特定間伐等促進計画、認定特定増殖事業計画又は認定特定増殖事業計画の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、国立研究開発法人森林研究・整備機構並びに関係都道府県又は関係都道府県若しくは関係都道府県及び関係都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）であつて特定母樹を所有するものは、特定母樹の増殖の促進を図るため、認定特定増殖事業者に対し、特定母樹を育成するための種穂の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

4 地方公共団体は、第五条第二項第一号の区域内に存する森林の森林所有者（森林法第二条第二項に規定する森林所有者をいう。）その他の関係者に対し、特定間伐等及び特定増殖事業の実施を促進するために必要な情報の提供、助言又はあつせんその他の援助を行うよう努めなければならない。
（報告の徴収）

第十九条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定特定増殖事業者又は認定特定植栽事業者に対し、認定特定増殖事業計画又は認定特定植栽事業計画の実施状況について報告を求めることができる。